

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	01-01-01		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	政務活動費		部課名	総務部総務課		課長名	木下	
			担当者名	茂木		内線	2224	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-05-01	政務活動費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 13	（ 2001 ）	年度	根拠	地方自治法第100条第14項から第16項、荒川区議会政務活動費の交付に関する条例ほか			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ）	年度	法令等			
実施基準	☒ 法令基準内		☐ 都基準内	☒ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価事業体系	分野	VII	計画推進のために					
	政策	13	区民の主体的な区政参画と連携強化					
	施策	04	議会運営					
目的	区議会各会派に対して調査研究その他の活動に必要な経費の一部を交付することにより、各会派の調査研究その他の活動を通じた区議会の一層の活性化を図ることを目的とする。							
対象者等	区議会各会派							
内容	(交付対象) 区議会各会派 (交付額) 各月の1日における会派の所属議員数に月額8万円を乗じた額 (交付方法) 議長から区長への会派に関する届出の通知に基づき交付決定し、各会派からの請求に基づいて半期ごとに交付する。 (使途基準) 議員の調査研究その他の活動に要する経費のうち、研究研修費、会議費、調査旅費、通信運搬費、資料作成費、資料購入費、広報費、広聴費 (収支報告) 各会派の経理責任者が、翌年度の4月30日までに収支報告書、実績報告書及び領収書の原本等を議長に提出する。議長はその写しを区長へ送付する。 (返 還) 交付を受けた政務活動費に残余があれば返還する。							
経過	平成13年4月 荒川区議会政務調査費の交付に関する条例施行 平成19年4月 議員提案により条例改正 （①額の改定（所属議員1人当たり月額16万円→8万円）②使途基準の厳格化③全ての領収書の原本の提出の義務化等） 平成25年3月 地方自治法等の改正に伴い、政務活動費へ名称変更 令和 3年7月 行政手続の簡素化等の観点により実施している押印省略の取組に基づく様式変更に伴い、条例改正							
必要性	各会派の調査研究その他の活動のために必要な経費である。							
実施方法	(1直営) (直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員)							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①							
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
継続	継続	引き続き適正に管理していく。						

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	958	1,028	70	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	24,751	26,748	1,997		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	152	179	27		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 25,861	▲ 27,955	▲ 2,094
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	25,861	27,955	2,094		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 25,861	▲ 27,955	▲ 2,094
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 25,861	▲ 27,955	▲ 2,094			

備考

問題点・課題

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①			
②			
③			

他 区 の 施 状 況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
	○会派所属議員1人当たりの額 (令和6年9月1日現在) (23区平均) 165,435円/月 (最高額) 240,000円/月 (最低額) 125,000円/月

議 会 質 問 状
況 (要 旨)

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	01-01-02		戦略プラン	● 協働 ○ 業務 ○ 財務 ○ 人事				
事務事業名	公益通報者保護制度		部課名	総務部総務課		課長名	木下	
			担当者名	堀		内線	2224	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）	01-02-09		公益通報者保護制度事業費					
事務事業の種類	○ 新規事業 (○ 8年度 ○ 7年度)		○ 建設事業		● それ以外の継続事業			
開始年度	平成 17	(2005)	年度	根拠	公益通報者保護法、荒川区外部公益通報事務手続要綱、荒川区職員等公益通報実施要綱			
終期設定	○ 有 ● 無	()	年度	法令等				
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画				
行政評価 事業体系	分野	VII	計画推進のために					
	政策	14	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進					
	施策	03	事務の適正・公正な執行					
目的	公益通報者保護法に基づき、行政機関としての区及び職員を雇用する事業者としての区という2つの立場から、公益通報を適切に受付・処理する体制を整え、公益通報者の保護を図るとともに、行政運営の公正の確保と透明性の向上及び事業者の法令遵守の推進を図る。							
対象者等	【外部公益通報者】公益通報者保護法第2条第1項に規定する労働者・派遣労働者（であった者）、役員 【区職員等】区職員、区の出資する団体で区長が別に指定するものの役員又は職員、区から事務事業を受託し又は請け負った事業者の役員又は従業員、区施設の指定管理者の役員又は従業員（であった者）							
内容	【外部からの公益通報】 公益通報者保護法に基づき、区内の事業者の法令遵守を推進し、外部公益通報者保護を図るため、要綱に基づき、通報を受ける体制を整えている。また、外部公益通報の適正処理を期し、専門的見地からの助言等を受けるため、外部公益通報アドバイザーを設置している。 【区職員等からの公益通報】 区政運営の公正の確保と透明性の向上に資することを目的に、区職員等からの公益通報について必要な事項を定めた要綱を制定し、公益通報相談員による通報窓口を設置している。							
経過	平成17年10月1日	荒川区職員等公益通報実施要綱施行						
	平成18年 2月1日	荒川区職員等公益通報実施要綱一部改正（調査において、事実は認められないものの、改善の必要がある場合の措置について規定を追加）						
	平成18年 4月1日	公益通報者保護法施行						
	平成18年 8月8日	荒川区外部公益通報事務手続要綱施行						
	平成22年 9月1日	荒川区職員等公益通報実施要綱一部改正（区の措置を不正防止委員会に報告すること等を追加）						
	平成31年 4月1日	荒川区外部公益通報事務手続要綱及び荒川区職員等公益通報実施要綱一部改正（通報受付時の対応や受理の決定要件等についてより詳細に規定）						
	令和4年 6月1日	荒川区外部公益通報事務手続要綱及び荒川区職員等公益通報実施要綱一部改正（保護される対象者及び通報内容を拡大するとともに責任者等の規定を追加）						
必要性	公益通報者保護法により、処分権限を有する行政機関において、通報の受付及び適正処理が義務付けられている。また、区職員等からの公益通報についても、区政運営の公正の確保と透明性の向上のため、必要である。							
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤職員 ○ 会計年度任用職員) 弁護士資格を有する者を「外部公益通報アドバイザー」及び「公益通報相談員」に委嘱している。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①							
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
継続	継続	制度の適切な運用を図るとともに、制度の周知に努める。						

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	958	1,028	70	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	986	240	▲ 746		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	152	179	27		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 2,096	▲ 1,447	649
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		2,096	1,447	▲ 649	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 2,096	▲ 1,447	649
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 2,096	▲ 1,447	649

備考

問題点・課題

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	制度改正に係る国の動向を注視し、適正な制度運用を図るとともに、職員研修等においても制度の周知を行う。	職員向け研修において、制度の内容について取り扱い、区職員の制度への理解度向上を図った。	適正な制度運用を図るため、制度を職員向け研修で取り扱う等、引き続き区職員の制度への理解度を高める取組みを行っていく。
②	区民や区職員へ広く制度を周知するほか、受託事業者や指定管理者に対しても所管課等を通じて制度の周知を行う。	区報や区ホームページ、庁内報等における制度の周知、所管課等を通じた受託事業者や指定管理者等への制度の周知を行った。	引き続き、区民、区職員、受託事業者、指定管理者等に対し、広く制度の周知を行っていく。
③			

他 区 の 施 状 況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）							
	窓口は全区設置済み 要綱等制定15区、条例制定6区、要綱等未制定1区							

況実	
況議 (要質問 旨状)	

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	01-01-03		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	特別職議員報酬等及び給料審議会		部課名	総務部総務課		課長名	木下	
			担当者名	堀		内線	2224	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-02-02	特別職議員報酬等及び給料審議会					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 39	（ 1964 ）	年度	根拠	荒川区特別職議員報酬等及び給料審議会条例			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内	☐ 都基準内	☒ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	Ⅶ 計画推進のために						
	政策	14 積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進						
	施策	03 事務の適正・公正な執行						
目的	区議会議員の議員報酬及び区議会各会派に交付する政務活動費の額並びに区長、副区長及び教育長の給料の額について、区民等で構成する審議会の意見聴取を行うことにより、適正化を図ることを目的とする。							
対象者等	区議会議員、区議会各会派、区長、副区長、教育長							
内容	・区長は、議員報酬等及び給料の額に関する条例を区議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等及び給料の額について、審議会の意見を聴くものとする。 ・審議内容は、区議会議員の議員報酬及び区議会各会派に対し交付する政務活動費の額並びに区長、副区長及び教育長の給料の額とする。 ・委員は、区内の公共的団体等の代表者その他区民のうちから区長が委嘱する者（10人以内）で、委員の任期は、意見を求められた議員報酬等及び給料の額についての審議が終了したときまでとする。							
経過	昭和39年度 荒川区特別職報酬等審議会条例制定施行 ～随時、審議会開催 平成13年度 政務調査費を審議対象に追加 平成19年度 条例の名称変更（自治法改正に伴う変更） 平成24年度 条例の一部改正（自治法改正に伴う改正：「政務調査費」→「政務活動費」） 平成27年度 条例の一部改正（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う改正：審議内容に教育長の給料の額を追加）							
必要性	荒川区特別職議員報酬等及び給料審議会条例に基づき、議員報酬、政務活動費及び特別職給料の額に関する条例を区議会に提出しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴く必要がある。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①							
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
継続	継続	人事委員会の勧告の内容や社会経済情勢等を踏まえ、適宜審議会を開催する。						

予算・決算額等の推移			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額			221	221	68	150	146	150	150
決算額（8年度は見込み）			51	50	0	51	51	36	150
実績 の 推 移	事項名（8年度は見込み）		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	審議会開催回数		1回	1回	0回	1回	1回	1回	1回
予算・決算の内訳									
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
報酬	委員報酬	48	報酬	委員報酬	35	報酬	委員報酬	138	
旅費	委員旅費	2	旅費	委員旅費	1	旅費	委員旅費	9	
需用費	賄	1				需用費	賄	3	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	1,486	1,576	90	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	3	1	▲ 2		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与と引当金繰入額	228	269	41		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,717	▲ 1,846	▲ 129
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		1,717	1,846	129	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 1,717	▲ 1,846	▲ 129
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 1,717	▲ 1,846	▲ 129	

供	給与関係費は、審議会委員報酬や事務局職員の給与を主な内容としている。
---	------------------------------------

問題点・課題

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①			
②			
③			

其他	(实施	22	区	未实施	0	区	不明	0	区)
----	-----	----	---	-----	---	---	----	---	----

区の実施状況

議 会 質 問 状 況 (要 旨)

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	01-01-04		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	特別区協議会分担金		部課名	総務部総務課		課長名	木下
			担当者名	堀		内線	2224
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-04-01	特別区協議会分担金				
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 26	（ 1951 ）	年度	根拠	公益財団法人特別区協議会定款		
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画	
行政評価事業体系	分野	Ⅶ 計画推進のために					
	政策	14 積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進					
	施策	07 事務の共同処理					
目的	公益財団法人特別区協議会は、自治に関する調査研究及び普及啓発、東京区政会館の管理運営、特別区の事務事業の支援に関する事業を行い、特別区の連携及び円滑な自治の運営とその発展に寄与することを目的として、設立された公益法人である。 同会の運営に要する経費は23区で負担されており、その支払いに関する業務を行うこととしている。						
対象者等	公益財団法人特別区協議会						
内容	毎年度、総会（各特別区長及び特別区議会議長で組織）における予算議決を経て決定される各区均一額の分担金を負担する。						
	☐ 公益財団法人特別区協議会の事業概要（公益財団法人特別区協議会定款第4条） (1) 特別区の自治に関する調査研究及び普及啓発事業 (2) 特別区有物件の火災等による損害の補てん事業 (3) 特別区の共同事業の執務及び特別区の連携協議等の場としての東京区政会館等の管理運営事業 (4) 特別区民等の住民福祉の向上に資する知識、教養の普及に関する事業 (5) その他公益目的を達成するために必要な事業 (6) 東京区政会館賃貸事業 (7) 特別区が連携して実施する事務を支援する事業						
経過	☐ 特別区協議会の活動経過 昭和22年5月 特別区協議会（任意団体）として発足 昭和26年3月 財団法人特別区協議会設立 昭和54年度 特別区自治体総合賠償責任保険事業開始 昭和55年度 資料室開設 平成 4年度 法務調査室開設 平成13年4月 特別区長会事務局及び特別区議会議長会事務局の設立に伴い、関連事務を移管 平成15年6月 特別区制度調査会発足 平成17年6月 東京区政会館開業。九段下から飯田橋へ移転 平成17年8月 特別区自治情報・交流センター開設 平成22年4月 公益財団法人へ移行						
必要性	23区が共同で設置した財団法人であり、管理運営に要する経費として分担金は必要である。						
実施方法	☐ 1直営 ☐ （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員）						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①						
	②						
	③						
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
8年度	9年度						
継続	継続	23区共同で行う事務の効率的な執行に必要な事業であるため、継続して実施する。					

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	192	206	14	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	500	500	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与と引当金繰入額	30	36	6		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 722	▲ 742	▲ 20
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
		行政費用合計(b)	722	742	20	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 722	▲ 742	▲ 20	
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 722	▲ 742	▲ 20		

備考

問題点・課題

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①			
②			
③			

他区の実
施状況

議会議事録
（要旨）

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード		01-01-05		戦略プラン		☐ 協働		☐ 業務		☐ 財務		☐ 人事	
事務事業名		特別区人事・厚生事務組合分担金		部課名		総務部総務課		課長名		木下			
				担当者名		堀		内線		2224			
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）		01-04-02		特別区人事・厚生事務組合分担金									
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）						☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		昭和 26（ 1951 ）年度		根拠		特別区人事及び厚生事務組合規約第17条							
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等									
実施基準		☐ 法令基準内		☐ 都基準内		☒ 区独自基準		計画区分		☐ 計画		☒ 非計画	
行政評価 事業体系		分野		Ⅶ		計画推進のために							
		政策		14		積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進							
		施策		07		事務の共同処理							
目的		特別区人事・厚生事務組合は、特別区長の権限に属する事務の一部を共同処理するため、地方自治法第284条第1項に基づく一部事務組合として設立されたものである。 組合の運営に要する経費は23区で負担されており、その支払いに関する業務を行うこととしている。											
対象者等		特別区人事・厚生事務組合											
内容		組合議会（各特別区長で組織）における予算議決を経て決定される各区均一額の分担金を負担する。 ☐ 特別区人事・厚生事務組合（特別区人事及び厚生事務組合規約第3条）の事務 (1)特別区の人事に関する事務 (2)職員の互助制度の助成に関する事務 (3)特別区の人事及び福利厚生に関する事務 (4)特別区立幼稚園の園長及び教員の人事に関する事務 (5)職員の恩給の給付に関する事務 (6)非常勤職員の公務災害補償に関する事務 (7)職員の公務災害に伴う見舞金の支給に関する事務 (8)生活保護法に定める救護施設、更生施設及び宿所提供施設並びに社会福祉法に定める宿泊所の設置及び管理に関する事務(令和4年4月1日～救護施設の設置及び管理を追加) (9)特別区が東京都と共同で実施する路上生活者対策事業に関する事務 (10)行政事件訴訟及び民事事件訴訟並びに調停、起訴前の和解に関する事務 (11)係争事件及び係争のおそれのある事件についての法律的意見に関する事務											
経過		☐ 特別区人事・厚生事務組合の活動経過 昭和26年 8月 特別区人事事務組合として設立 昭和42年 4月 特別区人事・厚生事務組合に改称 平成12年 4月 幼稚園教諭の身分取扱いに関する事務を共同処理（教育委員会を共同設置） 平成13年 4月 路上生活者支援事業に関する事務を共同処理 平成13年11月 路上生活者自立支援事業（緊急一時保護事業、自立支援事業、グループホーム事業）を共同処理 平成14年 4月 交通災害共済事業を廃止 平成18年 4月 路上生活者巡回相談事業を共同処理 平成20年 4月 路上生活者グループホーム事業廃止、地域生活継続支援事業追加 令和 4年 4月 救護施設の設置及び管理に関する事務を共同処理											
必要性		23区が共同で処理する事務を行う特別地方公共団体であり、管理運営に要する経費として分担金は必要である。											
実施方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）											
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明						
		5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)							
	①												
	②												
	③												
事務事業の分類		分類についての説明・意見等											
8年度		9年度											
継続		継続		23区共同で行う事務の効率的な執行に必要な事業であるため、継続して実施する。									

予算・決算額等の推移			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額			175,540	175,540	175,540	175,540	204,540	220,940	240,940
決算額（8年度は見込み）			175,540	175,540	175,540	175,540	204,540	220,940	240,940
実績 の 推 移	事項名（8年度は見込み）		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	区分担金の額		175,540	175,540	175,540	175,540	204,540	220,940	240,940
	事務組合一般会計歳入に占める分担金の割合		0.558	0.602	0.610	0.551	0.597	0.528	0.528
予算・決算の内訳									
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
負担金補助等	分担金	204,540	負担金補助等	分担金	220,940	負担金補助等	分担金	240,940	

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			6年度	7年度	差額	勘定科目			6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	192	206	14	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0		
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	204,540	220,940	16,400		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0		
		賞与・退職給与引当金繰入額	30	36	6		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 204,762	▲ 221,182	▲ 16,420		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
	行政費用合計(b)	204,762	221,182	16,420	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 204,762	▲ 221,182	▲ 16,420				
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0				
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 204,762	▲ 221,182	▲ 16,420				

供	補助費等は特別区人事・厚生事務組合への分担金である。
---	----------------------------

問題点・課題

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①			
②			
③			

其他	(实施	22	区	未实施	0	区	不明	0	区)
----	------	----	---	-----	---	---	----	---	----

区の実施状況

議 会 質 問 状 況 (要 旨)

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード		01-01-06		戦略プラン		☒ 協働		☒ 業務		☐ 財務		☐ 人事	
事務事業名		包括外部監査		部課名		総務部総務課		課長名		木下			
				担当者名		中野		内線		2191			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-09-01		外部監査費									
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）				☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業					
開始年度		平成 13（ 2001 ）年度		根拠		地方自治法第252条の27、荒川区外部監査契約に基づく監査に関する条例							
終期設定		☒ 有 ☐ 無 令和 11（ 2029 ）年度		法令等									
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分		☐ 計画		☒ 非計画					
行政評価事業体系		分野		Ⅶ		計画推進のために							
		政策		14		積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進							
		施策		06		監査機能の充実							
目的		財務管理、事業の経営管理等に関する知識を有する外部の専門家による監査を実施することにより、監査機能の充実を図り、より一層の区政運営の効率化及び合理化に資することを目的とする。											
対象者等		区の執行機関、財政援助団体、指定管理者等											
内容		地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨（住民福祉の増進、最少の経費で最大の効果、組織及び運営の合理化、規模の適正化）を達成するために、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する専門家（公認会計士、弁護士等）の監査を受ける。荒川区においては、主として経費支出の適切性及び効率性等を監査する必要があることから、公認会計士が望ましいと考え、平成13年度包括外部監査実施時より、日本公認会計士協会東京会から推薦を受けた外部監査人に監査をお願いしている。 包括外部監査は、都道府県、政令指定都市及び中核市で実施が義務付けられているほか、包括外部監査について条例で定めた区市町村で実施するものであり、当区では条例を定めて実施している。											
経過		平成13年4月 荒川区外部監査契約に基づく監査に関する条例施行、包括外部監査の実施 平成30年4月 条例の一部改正（自治法改正に伴う改正：実施年度を「毎会計年度又は2会計年度」と定める）											
必要性		特定のテーマについて、専門家の視点で深く掘り下げて監査を実施することにより、広く区の事務全般について監査を行う監査委員による監査を補完して監査機能の充実を図り、より一層の区政運営の効率化及び合理化に資する。											
実施方法		（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 公認会計士へ委託											
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明				
				5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)					
	①												
	②												
③													
事務事業の分類				分類についての説明・意見等									
8年度		9年度											
継続		継続		適切な監査を実施していくとともに、他自治体での実施状況等も踏まえ、包括外部監査の有効な活用方法を研究していく。									

[illegible]

(単位：千円)

勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額	
行政コスト計算書	行政費用	給与関係費	5,750	6,167	417	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	8,418	8,418	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	912	1,075	163		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 15,080	▲ 15,660	▲ 580
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0	
		行政費用合計(b)	15,080	15,660	580	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 15,080	▲ 15,660	▲ 580	
特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0			
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 15,080	▲ 15,660	▲ 580			

借	物件費は、包括外部監査契約費である。
---	--------------------

問題点	包括外部監査における指摘内容には、監査対象部署のみならず、他部署にも共通する事項が含まれていることを踏まえ、全庁共有を図る。併せて、指摘内容の是正に向けて検討することとした事項等について、監査年度以降においても継続的に改善状況等を把握していく必要がある。
-----	---

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	指摘内容・改善状況を全庁で共有し、各課の事務改善に活用することにより更なる効率化を図る。	過去の監査対象課に対して改善状況の経年調査を行うとともに、指摘内容等を全庁共有し各課の事務改善につなげることで効率化を図った。	過去の監査対象課に対して改善状況の経年調査を行い、また、指摘内容等を全庁で共有することで各課の事務改善を図る。
②			
③			

実施状況	地区の実	(実施 3 区 未実施 19 区 不明 0 区)
		○包括外部監査導入区…3区 ○個別外部監査導入区…11区

議 決	○平成19年二定 包括外部監査のあり方について
-----	-------------------------

事務事業分析シート（令和8年度）										No1
事務事業コード		01-01-07			戦略プラン		☐ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事			
事務事業名		自動車維持費			部課名		総務部総務課		課長名	
					担当者名		堀		内線	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-05-01			自動車維持費					
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		昭和 26（ 1951 ）年度			根拠法令等		道路交通法、同法施行規則			
終期設定		☒ 有 ☐ 無 令和 11（ 2029 ）年度			法令等					
実施基準		☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画			
行政評価事業体系		分野		Ⅶ 計画推進のために						
		政策		15 目標の設定と管理による行財政運営の戦略的推進						
		施策		06 公共施設等の効率的な活用と適正な管理						
目的		〇庁有車の集中管理及び運転業務の委託による安全かつ効率的な運行管理の実施								
対象者等		特別職、議員、職員								
内容		庁有車を集中管理し、効率的な車両の調達・維持管理及び運転業務を行う。 (1) 車両の調達、維持管理 〇平成17年度から総務企画課が管理するすべての庁有車をメンテナンスリース（車両、税金、保険料のほか、車両の維持管理に関する費用をリース会社が負担する方式）に切り換え、運用している。 (2) 運転業務 〇運転業務の委託化を順次進め、平成19年1月からすべて委託により対応している。 〇その他、庁有車運転業務従事者制度により、各所管の職員（安全運転が可能な者として所管課長が選任した者）も運転することができることとしている。								
経過		昭和63年度 広報課及び心障センターから車両受入れ 平成 5年度 運転業務の一部委託開始 平成 6年度 車両の集中管理実施（環境課、建築課、道路課及び公園緑地課から車両受入れ） 平成14年度 庁有車更新計画策定 ① 購入からメンテナンスリースへの移行 ② 環境配慮型車両の優先導入、リース方式による調達開始 平成17年度 全車両をメンテナンスリース方式に移行（車両台数の削減 16台→15台） 平成18年度 運転業務の完全委託化 平成22年度 電気自動車の導入 平成24年度 車両台数の削減（15台→14台） 令和3年度 車両台数の削減（14台→13台）								
必要性		〇庁有車を集中管理することにより、安全かつ効率的な運行管理に資する。								
実施方法		（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）								
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明	
				5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)		
	①	庁有車稼働率（平日）【%】	75	77	75	80	80	※マイクロバスを除く		
	②									
③										
事務事業の分類				分類についての説明・意見等						
8年度		9年度								
継続		継続		引き続き適正に管理していく。						

予算・決算額等の推移			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額			46,692	48,206	47,345	47,423	50,838	48,117	46,762
決算額（8年度は見込み）			39,438	41,179	41,331	41,578	45,223	45,523	46,762
実績 の 推 移	事項名（8年度は見込み）		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	庁有車稼働率（平日）【%】		58	70	76	75	77	75	80
予算・決算の内訳									
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
需用費	燃料費等	1,061	需用費	燃料費等	858	需用費	燃料費等	1,224	
役務費	車内クリーニング等	59	役務費	安全運転管理者届等	1	役務費	安全運転管理者届等	2	
委託料	運転業務委託料	34,022	委託料	運転業務委託料	35,209	委託料	運転業務委託料	35,472	
使用料等	車両リース料等	10,076	使用料等	車両リース料等	9,450	使用料等	車両リース料等	10,058	
負担金補助等	安全運転管理者講習負担金	5	負担金補助等	安全運転管理者講習負担金	5	負担金補助等	安全運転管理者講習負担金	6	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	3,354	3,597	243	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	45,219	45,518	299		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	460	460
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	5	5	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	1,148	1,148
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	1,608	1,608
		賞与・退職給与引当金繰入額	532	627	95		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 49,110	▲ 48,139	971
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	49,110	49,747	637		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 49,110	▲ 48,139	971
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 49,110	▲ 48,139	971		

備考	行政費用のうち物件費の主な内容は、運転業務委託料及び車両リース料である。令和7年度は車両の更新等に伴い、物件費が増加している。行政収入のうちその他の内容は、電気自動車の新規リースに伴う補助金交付である。
----	---

問題点・	○区職員（庁有車運転業務従事者）及び運転業務委託事業者による適正な車両の運行を行うとともに、事故を防止するための取組を継続的に実施する必要がある。 ○使用用途や災害対応等の観点から総合的に車両を選定する必要がある。 ○環境面に配慮した車両を選定する必要がある。
------	--

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	安全運転講習会を継続して実施していくとともに、安全機能を備えた車両の導入を検討していく。	オンライン形式で安全運転研修を実施した。また、リース期間の満了した車両をより安全性能の高い車両へ更新した。	安全運転に関する研修並びに周知啓発を実施していくとともに、リース期間満了時には安全性能を考慮した車両更新を行っていく。
②	車両の選定にあたって、使用用途等を勘案し、適正な運用となるよう、随時検討していく。	使用用途や安全性能、環境性能等を踏まえて、車両タイプや車種の検討を行い、車両の更新を行った。	使用用途や安全性能、環境性能等を勘案した車両更新計画の作成及び更新を行っていく。
③	車両更新にあたって、使用用途等を勘案しながら、より環境面に配慮した車両を導入していく。	新規リース車両について、使用用途等を勘案しながら、EV車およびハイブリット車への更新を行った。	車両更新にあたっては、引き続き使用用途等を勘案しながら、より環境面に配慮した車両を導入していく。

其他	(实施 22 区	未实施 0 区	不明 0 区)
----	-----------	---------	----------

況 議 会 要 質	○令和2年6月会議	非常用電源確保のための電気自動車やハイブリッド車の配置について
	○令和2年6月会議	災害停電時における電気自動車の活用について
	○令和3年2月会議	区の公用車のゼロエミッション車への切り替えについて

事務事業分析シート（令和8年度）										No1	
事務事業コード		01-01-08			戦略プラン		☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名		儀礼交際用経費			部課名		総務部総務課		課長名		木下
					担当者名		大戸		内線		2191
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）		01-02-03		儀礼交際用経費							
事務事業の種類		☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）				☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度		昭和 63（ 1988 ）年度		根拠法令等		儀礼交際用経費支出基準					
終期設定		☒ 有 ☐ 無 令和 11（ 2029 ）年度		法令等							
実施基準		☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分		☐ 計画		☒ 非計画			
行政評価 事業体系		分野		Ⅶ 計画推進のために							
		政策		14 積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進							
		施策		05 各種団体等との円滑な連携							
目的		区の事務事業に関係する団体及びその役員等との儀礼的な交際に係る経費の一部を支出することにより、各種団体との関係の円滑化や連携強化、職員の負担軽減を図ることを目的とする。									
対象者等		☐ 統括参事、参事、専門参事 ☐ 副参事、専門副参事 ☐ 係長、担当係長及び主査の職にある職員									
内容		1 支出対象 ①所管する事務事業に関係する団体が主催する会議、懇談会、懇親会等の会費、参加費等 ②所管する事務事業に関係する団体の役員本人への祝金 ③所管する事務事業に関係する団体の役員本人への見舞金 2 支出金額 ①会費等：会費相当額（上限額10,000円） ②祝金：実支出額（上限額10,000円） ③見舞金：実支出額（上限額10,000円）									
経過		昭和63年度 事業開始 平成 4年度 支出対象の拡大（関係団体の役員の家族を追加） 平成13年度 支出基準の見直し 平成15年度 支出対象の見直し（助役、収入役の職にある者を除外） 平成19年度 支出対象の見直し（係長、担当係長及び主査を追加） 支出金額の見直し（上限額の見直し） 支出対象の見直し（区職員、区議会議員、官公署等を除外） 平成20年度 支出金額の見直し（会費補助の見直し） 平成26年度 支出対象の見直し（弔事に伴う香典を除外） 令和 8年度 支出金額の見直し（上限額の見直し）									
必要性		区政運営に密接に関係のある各種団体との一層の連携と信頼関係の強化を図るため、必要である。									
実施方法		☐ 1直営 ☐ （直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員） 儀礼交際用経費支出基準に基づき支出する。									
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明		
				5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)			
	①										
	②										
③											
事務事業の分類				分類についての説明・意見等							
8年度		9年度									
継続		継続		区政運営に密接に関係のある各種団体との一層の連携と信頼関係の強化を図るために必要な経費であり、今後とも適正かつ透明性ある執行に努める。							

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	479	514	35	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	1,919	1,980	61		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	76	90	14		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 2,474	▲ 2,584	▲ 110
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		2,474	2,584	110	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 2,474	▲ 2,584	▲ 110
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 2,474	▲ 2,584	▲ 110

備考	令和7年度は、各種団体が主催する会合等への参加が前年度よりも多くなったため、補助費等が増加している。（一件あたりの平均額は微減）
----	--

問	請求書等の提出書類について、厳格な審査を行い、適正に執行する。
---	---------------------------------

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	社会情勢に合った支出となるよう 適宜基準を見直すとともに、適正か つ透明性の高い形で交際費の運用を 行っていく。	請求書等について、厳格な審査を 行い、適正に執行した。また、社会 情勢に合った支出となるよう実態把 握に努めた。	請求書等の提出書類について、 厳格な審査を行い、引き続き適正 かつ透明性の高い形で交際費の運 用を行っていく。
②			
③			

其他	(实施 17 区	未实施 5 区	不明 0 区)
----	-----------	---------	---------

議会議事録
（要旨）

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	01-01-09		戦略プラン		☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	保護司会支援事業		部課名	総務部総務課		課長名	木下	
			担当者名	茂木		内線	2224	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）		01-11-01	保護司会補助					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 53	（ 1978 ）	年度	根拠	荒川区保護司会事業補助金交付要綱			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 11	（ 2029 ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	V 文化創造都市						
	政策	10 活力ある地域コミュニティの形成						
	施策	05 青少年健全育成運動への支援						
目的	罪を犯した人の更生保護活動や犯罪予防活動、青少年健全育成等を行う荒川区保護司会の運営を支援することを通じて、犯罪のない明るい地域社会づくりを推進することを目的とする。							
対象者等	荒川区保護司会							
内容	○荒川区保護司会事業補助金交付要綱に基づき、荒川区保護司会が実施する「社会を明るくする運動」や「荒川区更生保護サポートセンター」管理運営等に要する経費の補助金を交付し、支援している。 <保護司会> 保護司法に基づき、法務大臣の委嘱を受け、更生保護の職務を遂行している保護司で構成されている。日常的な保護司の活動はもとより、「社会を明るくする運動」に積極的に参加し、その一環として、あらかわ「社明」コンサートを毎年主催している。区では、あらかわ「社明」コンサートを共催するなど、協力体制をとっている。 ○荒川区更生保護サポートセンターへの場所の提供 <更生保護サポートセンター> 保護司の活動を支える地域拠点として、更生を図るための指導や助言等の保護司による処遇活動の支援、関係機関・団体との連携、犯罪・非行の予防活動、地域住民の相談対応等を実施している。							
経過	昭和53年度 補助開始 平成17年度 補助条件の見直し（「社会を明るくする運動」に要する経費を補助要件に） 平成17年度～荒川区保護司会主催の「社明コンサート」の共催 平成27年度 荒川区更生保護サポートセンター開所に伴い、補助金交付要綱の一部改正 平成30年度 再犯防止等更生保護活動の支援の充実を図るため、補助金交付要綱を一部改正 令和3年度 「荒川区における再犯防止に関する取組方針」を策定し、荒川区保護司会とより連携を強化して更生保護を推進							
必要性	保護司会は、地域の犯罪予防活動や青少年の健全育成に積極的に取り組み、区の安全安心なまちづくりに寄与しており、当該活動を支援していく必要がある。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①							
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
継続	継続		犯罪の予防や青少年の健全育成、区の安全安心の向上のため、引き続き保護司会に対する支援を行っていく。					

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	3,833	4,111	278	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	1,500	1,500	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	608	717	109		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 5,941	▲ 6,328	▲ 387
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		5,941	6,328	387	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 5,941	▲ 6,328	▲ 387
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 5,941	▲ 6,328	▲ 387

備考

問題点・課題

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	より円滑に更生保護活動等が行えるよう、引き続き保護司会と連携・協力していく。	継続的な活動支援、情報提供を実施したほか、区報における保護司の活動紹介等、団体と連携し更生保護活動の周知啓発を行った。	更生保護活動を円滑かつ継続して実施していくため、活動しやすい環境整備のほか、人材発掘等の取組みへの支援も実施していく。
②			
③			

他 区 の 実 施 状 況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)							
議 会 質 問 状 況 (要旨)	平成25年1定	職員保護司の職務について 平成26年1定 保護司会活動への支援について						

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	01-01-20		戦略プラン		● 協働	○ 業務	○ 財務	○ 人事
事務事業名	文書関係事務		部課名	総務部総務課		課長名	木下	
			担当者名	渡辺		内線	2213	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-03-01	文書事務費					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 8年度 ○ 7年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業			
開始年度	不明（ ）年度		根拠	荒川区公文規程、荒川区文書管理規程				
終期設定	○ 有 ● 無（ ）年度		法令等					
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画		● 非計画		
行政評価事業体系	分野	Ⅶ 計画推進のために						
	政策	14 積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進						
	施策	03 事務の適正・公正な執行						
目的	区における文書等の取扱方法等を一元的に管理することにより、各所管課の事務事業の円滑な遂行をサポートすることを目的とする。							
対象者等	職員							
内容	(1) 例規集及び法令集等の管理 ①例規データベースの管理更新 ②法令等の制定改廃に伴う追録購入 (2) 文書管理システムの運用 (3) 文書の保管及び廃棄並びに文書倉庫の管理（外部委託を含む。） (4) 区内文書交換（本庁－区内出先機関等間） (5) 郵便料の一括管理 (6) 区名入り封筒及びファイリング用品の集中購入 (7) 法規関係事務ほか							
経過	平成 5年度 文書保管委託開始 平成10年度 区内文書交換業務委託開始 平成12・13年度 区例規集を加除式から単行本、CD-ROMへ移行し、主に庁内LANを通じた利用に変更 平成14年度 区名入り封筒、ファイリング用品の購入（用品基金の廃止に伴い収入役室から事務移管） 区例規集を区ホームページに掲載（12月～） 平成15年度 文書管理システム稼動（紙決裁稼動4月～、電子決裁稼動12月～） 平成16年度 電子文書交換（LGWAN）稼動（6月～） 平成17年度 情報公開用件名目録のホームページ掲載、新型郵便料金計器の導入 平成24年度 例規データベースに要綱を登載（ホームページ掲載） 令和元年度 郵便料の支払方法の変更（料金別納から後納への移行に伴う郵便料金計器の廃止） 令和2・3年度 申請書や届出書における押印省略に向けた取組の推進（全手続の7割程度の押印省略）							
必要性	区の事務事業を円滑に行うために必要不可欠である。							
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 ○ 常勤職員 ○ 会計年度任用職員) 例規等データベース業務委託、文書保管・集配業務、区内文書交換業務							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①	地下文書倉庫保管箱数	1,967	1,966	1,812	1,741	1,800	紙文書の削減の推進
	②	起案全体に占める電子決裁の比率	75.1	75.3	79.7	87.2	90.00	起案文書の電子化の推進
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
継続	継続	引き続き文書関係事務の適切かつ効率的な執行に努める。						

予算・決算額等の推移			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額			59,623	60,934	60,943	57,186	60,675	66,121	66,016
決算額（8年度は見込み）			57,639	59,381	55,012	55,208	57,761	60,832	66,016
実績 の 推移	事項名（8年度は見込み）		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算・決算の内訳									
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
需用費	消耗品費、印刷製本費等	13,983	需用費	消耗品費、印刷製本費等	13,033	需用費	消耗品費、印刷製本費等	15,640	
役務費	郵便料、保管料	22,641	役務費	郵便料、保管料	24,540	役務費	郵便料、保管料	26,630	
委託料	文書交換便業務委託等	20,593	委託料	文書交換便業務委託等	22,306	委託料	文書交換便業務委託等	22,863	
使用料等	官報情報検索サービス	492	使用料等	官報情報検索サービス	723	使用料等	官報情報検索サービス	724	
備品購入費	公印	52	備品購入費	公印	230	備品購入費	公印	159	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	12,937	13,875	938	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	57,761	60,832	3,071		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	2,051	2,419	368		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 72,749	▲ 77,126	▲ 4,377
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		72,749	77,126	4,377	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 72,749	▲ 77,126	▲ 4,377
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 72,749	▲ 77,126	▲ 4,377

備考	行政費用のうち物件費（需用費、役務費、委託料）の占める割合が大きい。物件費の増加は、役務費と委託料の増加であり、役務費は文書保管料、入出庫料及び集配料の増加によるもの、委託料は文書交換便業務等委託の単価増である。
----	--

問題点	○公文書は事務を適正に遂行するための土台であり、また、公開が原則であることから、全ての部署において、適切な作成と保存管理を推進していく必要がある。 ○文書事務の効率化と、①電子決裁化率の向上、②紙の使用抑制（２アップ印刷、裏紙使用等）、③郵便物の削減等により、一層のペーパーレス化を図る必要がある。
-----	---

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続きオンラインによる研修を行い、適切な公文書管理及び紙文書の削減に向け、継続して周知徹底する。	新任研修のほか、文書取扱主任を対象とした研修を実施し、適切な公文書管理等について、周知を行った。	オンライン研修を実施する等引き続き全職員に対し、適切な公文書管理の周知を徹底するとともに紙文書の削減に向け取り組む。
②	引き続き電子決裁率の向上に努めるとともに、庁内文書の原則ペーパーレス化に向けて取り組む。	電子決裁率の向上を図るため、電子決裁の対象となる起案文書の基準の見直しを実施した。	さらなる電子決裁率の向上を努めるとともに、庁内文書の原則ペーパーレス化に向けて取り組む。
③			

其他	(实施 22 区	未实施 0 区	不明 0 区)
----	-----------	---------	----------

況 議	平成27年度2月会議「公文書館について」
-----	----------------------

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	01-01-21		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	印刷事務費		部課名	総務部総務課		課長名	木下	
			担当者名	関屋		内線	2215	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）		01-03-03	印刷事務費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 12	（ 2000 ）	年度	根拠	荒川区印刷物取扱規程			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	Ⅶ 計画推進のために						
	政策	14 積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進						
	施策	03 事務の適正・公正な執行						
目的	主として印刷室に設置している印刷機器（デジタル印刷機、軽印刷機等）及び本庁舎内の印刷用紙を集中管理することにより、効率的な事務執行に資することを目的とする。							
対象者等	職員							
内容	(1) 印刷機器の設置・保守 台数 令和6年度使用実績 ①デジタル印刷機 1台 5,518,671枚 14,531,181円 @ 2.63 ②軽印刷機 4台 4,310,954枚 — ③デジタルフルカラー複合機 1台 令和7年度から導入							
	(2) 印刷用紙の購入 全庁で使用する印刷用紙等の購入							
経過	平成11年度 デジタル印刷機導入（印刷物の内製化） 平成14年度 用品購入基金の廃止に伴い、コピー用紙の集中購入に加え、全庁の印刷用紙を集中購入 平成15年度 軽印刷機カラードラム導入 平成19年度 デジタル印刷機保守等業務委託開始 平成27年度 大判カラープリンター導入 令和元年度 印刷室の移転 令和4年度 印刷物作成協議手続の見直し（庁内での印刷物の共有はデジタルデータによることを原則とし、冊子類の庁内配付部数を削減） 令和5年度 業務開発推進担当への一部委託による障がいのある職員の能力の活用							
必要性	全庁的に効率的な事務を執行していく上で必要不可欠である。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
	(1) 軽印刷機 会計年度任用職員計1名及び業務開発推進担当による運営及び各所管課職員による操作 (2) デジタル印刷機 保守事業者がサポートを実施							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	印刷用紙購入実績（千枚）	20,317	19,954	18,372	18,000	18,000	紙購入量の推移
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
継続	継続		引き続き効率的に事務を執行していく。					

予算・決算の内訳								
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬等	印刷室嘱託員報酬・期末手当	3,469	報酬等	印刷室嘱託員報酬・期末手当	3,688	報酬等	印刷室嘱託員報酬・期末手当	2,767
共済費	印刷室嘱託員健康保険料等	443	共済費	印刷室嘱託員健康保険料等	371	共済費	印刷室嘱託員健康保険料等	403
旅費	特別旅費	99	旅費	特別旅費	170	旅費	特別旅費	131
需用費	消耗品費・物品修繕費	20,713	需用費	消耗品費・物品修繕費	19,421	需用費	消耗品費・物品修繕費	26,680
役務費	裁断機研磨費	64	役務費	裁断機研磨費	208	役務費	裁断機研磨費	120
委託料	保守委託	14,880	委託料	保守委託	14,280	委託料	保守委託	15,032
使用料等	印刷機賃借料	3,065	使用料等	印刷機賃借料	3,236	使用料等	印刷機賃借料	3,269

備考	行政費用は、物件費の占める割合が大きい。物件費の減少は、主に消耗品費の減少であり、PPC用紙の購入枚数減によるものである。減価償却費は、令和４年度に導入したデジタル印刷機のものである。行政収入は、区の外郭団体によるデジタル印刷機の使用料である。
問題点・課題	○各種計画、資料、事業周知用のリーフレット等、対外的に公表する用途として、紙媒体の需要は依然として存在するが、経費削減及び業務効率の向上等を目的としたペーパーレス化を推進していく観点から、印刷用紙の購入量及び印刷量を必要最小限に抑制していく必要がある。

問題点・課題の改善策										
		令和7年度に取り組む 具体的な改善内容			令和7年度に実施した 改善内容および評価			令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容		
①	定期的に発行している刊行物等について、必要性を議論する等、紙媒体の印刷物作成部数が必要最小限となるよう周知徹底する。			定期的に発行している刊行物等について、必要性を議論する等、紙媒体の印刷物作成部数が必要最小限となるよう、周知徹底した。			引き続き、各部署の刊行物等について、紙媒体の印刷物作成部数が必要最小限となるよう周知するとともに、確認を行う。			
	引き続きデジタル推進課と連携し、印刷機器及びPPC用紙の使用抑制等について周知徹底する。			デジタル推進課と連携し、各所属の印刷数を可視化することにより、印刷機器及びPPC用紙の使用抑制等に努めるよう周知を行った。			引き続き、デジタル推進課と連携し、印刷数の可視化並びに印刷機器及びPPC用紙の使用抑制等について周知徹底する。			
	新たに導入した機器のマニュアルを整備する等職員の機器への理解を深めることで、効果的な印刷室の運用を図る。			新たに導入した機器のマニュアルを整備する等、職員の機器への理解を深めたことで、効果的な印刷室の運用に努めた。			引き続き、わかりやすい機器のマニュアルを整備する等、より効果的な印刷方法の案内に努め、一層効果的な印刷室の運用を図る。			
他 区 の 実 況 （ 要 旨 ）	（実施		21	区	未実施	1	区	不明	0	区）

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	01-01-22		戦略プラン		☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	訴訟事務費		部課名	総務部総務課		課長名	木下	
			担当者名	田澤		内線	2214	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-03-02	訴訟事務費					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	不明（ ）年度		根拠					
終期設定	☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等					
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	Ⅶ 計画推進のために						
	政策	14 積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進						
	施策	03 事務の適正・公正な執行						
目的	区の事業執行に伴う法律問題が発生した場合に、弁護士や特別区人事・厚生事務組合法務部に相談等を行い、迅速かつ的確に対応するとともに、訴訟等に発展した場合に、その内容に応じて訴訟代理を依頼し、その解決に向けて適切に対応することを目的とする。							
対象者等	各主管課							
内容	(1) 法律顧問による法律相談等 ①一般的な法律相談等 ②契約立会い及び契約書作成に関する相談等 (2) 特別区人事・厚生事務組合法務部による法律相談、事件処理等 ①行政訴訟に発展する可能性のある行政処分若しくは財務会計行為又は国家賠償に関する法律相談等 ②私法上の紛争に関する法律相談等 ③区が行政訴訟等の当事者となった場合における指定代理人としての事件処理 (3) 法律顧問や特別区人事・厚生事務組合法務部以外の弁護士による法律相談等 ①専門訴訟に関する法律相談等（倒産、知的財産権、会社法務等） ②特別区人事・厚生事務組合法務部で対応が困難な法律相談等（複雑な事案で私法上の専門的知識が必要なもの等）							
経過	平成18年1月から 法律顧問による法律相談及び法律顧問以外の弁護士による法律相談の実施 法律相談の全庁への周知							
必要性	複雑多岐かつ専門性が高くなっている法律相談に迅速に対応するため、必要である。							
実施方法	(1直営) (直営の場合 ☐ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員) 法律顧問による法律相談は、月 1 回の定期的相談のほか、必要に応じて随時実施している。 法律顧問以外の弁護士による法律相談についても、必要に応じて随時行っている。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①							
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
継続	継続		複雑・専門化している法律相談に迅速かつ適切に対応していく。					

予算・決算額等の推移			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額			1,900	1,900	1,902	1,952	1,902	1,827	1,902
決算額（8年度は見込み）			1,788	1,790	1,734	1,896	1,734	1,772	1,902
実績 の 推 移	事項名（8年度は見込み）		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	相談回数（回）		31	19	20	31	18	20	30
	弁護士謝礼（千円）		55	58	0	110	0	44	165
	法律顧問（人）		1	1	1	1	1	1	1
	法律顧問相談件数		41	33	31	48	34	31	42
予算・決算の内訳									
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
報酬	法律顧問報酬	1,728	報酬	法律顧問報酬	1,728	報酬	法律顧問報酬	1,728	
報償費	弁護士謝礼	0	報償費	弁護士謝礼	44	報償費	弁護士謝礼	165	
旅費	特別旅費	4	旅費	特別旅費	0	旅費	特別旅費	5	
需用費	食糧費	0	需用費	食糧費	0	需用費	食糧費	1	
役務費	訴訟事務手数料	2	役務費	訴訟事務手数料	0	役務費	訴訟事務手数料	3	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	13, 227	14, 062	835	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	6	0	▲ 6		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	44	44		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	1, 823	2, 150	327		行政収支差額(a)－(b)＝(c)	▲ 15, 056	▲ 16, 256	▲ 1, 200
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0		
	行政費用合計(b)		15, 056	16, 256	1, 200	通常収支差額(c)＋(d)＝(e)		▲ 15, 056	▲ 16, 256	▲ 1, 200
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)－(g)＝(h)		0	0	0	当期収支差額(e)＋(h)		▲ 15, 056	▲ 16, 256	▲ 1, 200	

備考	行政費用の大半を給与関係費が占めており、当該費用には法律顧問への報酬が含まれている。 補助費等については、法律顧問以外の弁護士への法律相談に係る報償費が含まれており、令和7年度は当該法律相談の案件が2件生じたため、案件がなかった令和6年度と比較して費用が増加した。
----	---

問題点・	○社会状況の変化、区の業務内容の複雑化等により、専門的であり、かつ、複雑な法律問題が多く発生しており、そのような問題に対し適切に対応しなければならない。 ○予防法務の観点から、争訟に係る区職員の基本的な法務知識の習得により、争訟への発展を未然に防いでいく必要がある。
------	---

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き法律相談の内容等の周知を行うとともに、必要に応じて各課からの法規的な相談を法律相談に繋げる。	全職員向け掲示板による全庁的な周知のほか、関係各課からの相談を必要に応じて法律相談に繋げることで、紛争等の防止を図った。	争訟への発展を未然に防ぐため、法律相談を効果的に活用することができるよう、引き続き周知徹底を図る。
②	訴訟事件に関する基礎的な法的知識の拡充に努めるとともに、情報提供等を通じた各担当部署の知識の向上を図る。	法務を担当する区職員の研修の受講等により、迅速かつ適切な訴訟活動の実施に向けて職員の知識の向上を図った。	各担当部署が訴訟事務に適切に対応をすることができるよう、訴訟事件ごとに、その案件に応じて必要な情報の提供等を行う。
③	大規模、複雑な相談案件等については、法律顧問以外の弁護士を活用できるよう、案件の内容の精査に努める。	相談案件の内容を精査し、特別法に関するもの等、専門的な内容の案件については法律顧問以外の弁護士に対する法律相談を行った。	相談案件の内容に応じて、法律顧問以外の弁護士への相談を活用できるように、案件の内容の精査、案内等に努める。
他 区 の 実 況	（実施 18 区 法律顧問設置（中央、港、文京、台東、墨田、江東、品川、目黒、大田、世田谷、渋谷、中野、豊島、北、板橋、練馬、足立、葛飾）	未実施 4 区 不明	0 区）
議 会 （ 要 旨 ） 質 問 状 況			

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	01-01-23		戦略プラン	☒ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	荒川区行政不服審査会		部課名	総務部総務課		課長名	木下	
			担当者名	出雲		内線	2212	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）		01-07-01	行政不服審査会					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 63	（ 1988 ）	年度	根拠	行政不服審査法、荒川区行政不服審査法施行条例ほか			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	VII	計画推進のために					
	政策	14	積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進					
	施策	01	区政に関する情報提供の拡充					
目的	行政上の公権力の行使又は不行使に不服がある者から審査請求があった場合に、附属機関である本審査会に諮問し、公正中立な立場から審査することにより、適正な手続を保障するとともに、区政に対する信頼を高め、公正でより開かれた区政の促進を図ることを目的とする。							
対象者等	区民等							
内容	（１）行政庁の処分に不服がある者から審査請求があった場合に、審査庁（区長）からの諮問に基づき、審査し、答申を行う。 ＜手続の流れ＞ ①審査請求→②審理員による審理→③審査会への諮問→④審査会による審査→⑤審査会の答申→⑥審査庁の裁決 ※審理員：審査庁の職員のうち、処分に関与しない者 （２）審査会の委員として、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから３名を委嘱している。							
経過	昭和63年10月 荒川区情報公開懇話会提言 昭和63年12月 東京都荒川区情報公開条例制定 昭和64年 1月 情報公開制度実施（荒川区情報公開条例施行）／情報公開審査会設置 平成 9年 4月 個人情報保護制度の実施（荒川区個人情報保護条例施行） 情報公開・個人情報保護審査会設置（情報公開のほか、個人情報保護に関する不服申立てに対応するため、情報公開審査会を廃止して設置） 平成28年 4月 荒川区行政不服審査法施行条例の施行 （行政不服審査法の施行に伴い、荒川区情報公開・個人情報保護審査会から荒川区行政不服審査会に審査事務を一元化）							
必要性	行政不服審査制度に基づき、処分等に不服がある者から審査請求があった場合に、公正中立な立場から審査し、公正かつ適正な判断を担保するために必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 行政庁の処分に不服がある者から審査請求があった場合に、本審査会に諮問し、その答申を踏まえて、審査庁が裁決する。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①							
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
継続		継続		引き続き、審査請求があった場合は公平かつ迅速に対応していく。				

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	1,020	1,090	70	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	1	1	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	152	179	27		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,173	▲ 1,270	▲ 97
	その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0		
	行政費用合計(b)		1,173	1,270	97	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 1,173	▲ 1,270	▲ 97
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 1,173	▲ 1,270	▲ 97	

備考	給与関係費は、審査会委員報酬や事務局職員の給与等を主な内容としている。審議会の開催回数が令和6年度および令和7年度で同数であることから、給与関係費は同程度で推移している。
----	---

問題	審査会委員が迅速かつ公正に審査できるよう、審査会運営のより一層の円滑化に努める必要がある。 窓口業務等での丁寧な説明を徹底し、手続等について誤解が生じないように努める必要がある。
----	--

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き、迅速かつ公正に審査できるように、円滑な審査会運営に努めるため、制度理解を深めていく。	事務局として審査請求の要点整理と適切な審査会の進行管理を行い、迅速かつ公正な審査を実現するよう審査会運営を行った。	今後も迅速かつ公平な審査を実現できるように、円滑な審査会運営に努めるため、法令及び制度の理解を一層深めていく。
②			
③			

其他	(实施 22 区	未实施 0 区	不明 0 区)
----	-----------	---------	----------

議 会 質 問 状 況 (要旨)	
------------------------------------	--

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード		01-01-24		戦略プラン		☒ 協働 ☐ 業務 ☐ 財務 ☐ 人事		
事務事業名		個人情報保護制度		部課名		総務部総務課		
				担当者名		中野		
				課長名		木下		
				内線		2191		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-08-01		個人情報保護制度運営費				
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度		平成 8（1996）年度		根拠法令等		個人情報の保護に関する法律、荒川区個人情報の保護に関する法律施行条例ほか		
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度						
実施基準		☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分		☐ 計画 ☒ 非計画		
行政評価事業体系		分野		Ⅶ 計画推進のために				
		政策		積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進				
		施策		01 区政に関する情報提供の拡充				
目的		個人情報保護法等に基づき、区民等の個人情報を適正に管理するとともに、請求に応じて、区が保有する自己に関する個人情報の開示や訂正、利用停止を行うことにより、個人の権利利益を保護する。また、個人情報保護運営審議会を設置し、情報システムの導入や特定個人情報保護評価等に関し、意見を聴くことにより、個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図る。						
対象者等		区民等						
内容		(1) 区の機関が個人情報の取得並びに保管、利用及び管理を適正に行うとともに、区民からの自己に関する個人情報の開示や訂正、利用停止の請求に対応する。 (2) 個人情報保護運営審議会を設置し、法施行条例を改廃しようとする場合、情報システム導入等、個人情報の取扱いに係る運用に関する規程を定め、又は変更しようとする場合及び特定個人情報保護評価（注）について、区長の諮問を受けて審議し、答申する。審議会は、学識経験者及び区民等10名以内で組織する。 （注）特定個人情報保護評価：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）に定める特定個人情報（個人番号を含む個人情報。以下同じ。）保護のための措置の1つであり、自治体に実施が義務付けられている。審議会は、特定個人情報保護評価の第三者点検を行う役割を担っている。						
経過		平成 8年10月 荒川区個人情報保護条例制定・荒川区個人情報保護運営審議会条例制定 平成 9年 1月 荒川区個人情報保護運営審議会設置 平成 9年 4月 荒川区個人情報保護条例施行 平成26年10月 荒川区個人情報保護運営審議会条例改正（特定個人情報に係る所掌事項の追加） 平成27年 7月 荒川区個人情報保護条例改正（特定個人情報に係る保護措置の追加） 平成27年12月 番号法の施行を踏まえた外部委託に関する事前一括承認基準の一部改正及び派遣事務に関する事前一括承認基準の改正 平成28年 2月 番号法の施行を踏まえた文書交換便に関する保護措置の強化（専用の鍵付き袋の活用） 令和 5年 4月 個人情報の保護に関する法律施行（地方公共団体に法が直接適用） 荒川区個人情報保護条例を廃止し、新たに法の施行に必要な事項を定めた荒川区個人情報の保護に関する法律施行条例施行、荒川区個人情報保護運営審議会条例改正						
必要性		本制度は、区民の基本的人権の擁護と信頼される区政の実現のため必要である。また、本制度のより適正かつ円滑な運営を図るため、個人情報保護について専門的かつ中立的な立場から審議する機関である審議会も不可欠である。						
実施方法		（1直営）（直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員）						
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①							
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
継続		継続	区民の基本的人権を擁護するとともに、信頼される区政を実現するため、引き続き本事業を確実に実施していく。					

予算・決算の内訳								
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	委員報酬	489	報酬	委員報酬	503	報酬	委員報酬	714
報償費	報償費	79	報償費	報償費	79	報償費	報償費	99
旅費	委員旅費	24	旅費	委員旅費	23	旅費	委員旅費	38
需用費	賄	4	需用費	賄	6	需用費	賄	9
役務費	通信運搬費	39	役務費	通信運搬費	39	役務費	通信運搬費	40
委託量	その他の委託料	0	委託料	システム運用保守等	264	使用料	その他の使用料及び賃借料	278
使用料	その他の使用料及び賃借料	264						

備考	行政費用の大半を給与関係費が占めており、当該費用には審議会の委員報酬も含まれる。物件費は、個人情報取扱業務Webシステム運用保守等である。
問題点・課題	・個人情報保護法が直接適用となってから3年度が経過したところであるが、国のガイドライン等を基に、適切な運用が行われているかについて不断の見直しを行っていく必要がある。 ・民間企業や自治体において個人情報に係る漏えい事故が依然として発生している中、職員に対する研修等を通して、個人情報保護の一層の意識付けを行っていく必要がある。 ・番号法に基づき実施する特定個人情報保護評価の定期的な見直し、新規事務の発生に伴う同評価の実施等について引き続き適切に漏れなく行っていく必要がある。

問題点・課題の改善策									
	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容			令和7年度に実施した 改善内容および評価			令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容		
①	区に直接適用されている法等に基づき、適切に制度を運用していく。			法及びガイドライン等を踏まえ、適切に制度運用を図った。			法及びガイドライン等を踏まえ、適切に制度運用を図る。		
②	研修等を通じ、全職員の個人情報保護に対する意識向上を図る。			個人情報を外部に送付する場合にダブルチェックを徹底すること等について全庁に通知し、職員の意識の向上を図った。			研修や全庁への通知等により、全職員の個人情報保護に対する意識向上を図る。		
③	マイナンバー取扱事務を適切に管理し、特定個人情報保護評価を実施することで区民の信頼確保に努める。			マイナンバー取扱事務を適切に管理し、特定個人情報保護評価を実施することで区民の信頼確保に努めた。			マイナンバー取扱事務を適切に管理し、特定個人情報保護評価を実施することで区民の信頼確保に努める。		
他 施 区 区 の 実 況	(実施	22	区	未実施	0	区	不明	0	区)
議 会 質 問 状 況 (要旨)	平成27年度9月会議 個人情報の漏えいや不正利用に対する対策								

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード		01-01-25		戦略プラン		☒ 協働		☐ 業務		☐ 財務		☐ 人事	
事務事業名		情報公開制度		部課名		総務部総務課		課長名		木下			
				担当者名		出雲		内線		2212			
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-07-02		情報提供コーナー運営費									
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）				☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業					
開始年度		昭和 63（ 1988 ）年度		根拠		荒川区情報公開条例、同施行規則							
終期設定		☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等									
実施基準		☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分		☒ 計画		☐ 非計画					
行政評価事業体系		分野		Ⅶ		計画推進のために							
		政策		14		積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進							
		施策		01		区政に関する情報提供の拡充							
目的		区が保有する情報の公開を請求する権利を保障するとともに、区民本位の区政運営を果たすため情報提供に努めることにより、区民の区政参加の促進と信頼関係の強化を図り、公正で開かれた区政を推進する。また、情報提供コーナーの設置により、行政資料を収集・保管し、区民等に情報を提供するとともに、情報公開に関する相談に応じ、区民の区政参加の促進を図る。											
対象者等		区民等											
内容		1 荒川区情報公開条例に基づき、区が保有する情報に対し区民等から公開請求があったときは、公開の可否を決定し、情報の公開を行う。また、情報提供できるものについては、情報公開制度の手続を経ずに情報提供を行う。 2 区政に関する資料室として情報提供コーナーを本庁舎地下1階に設置し、区の刊行物・パンフレット等の展示頒布、有償刊行物の展示頒布、コピーサービス、特定台帳・予算書・決算書・契約情報等の閲覧のほか、情報公開専門員を配置して、情報公開制度に関する総合的な案内・相談を実施する。											
経過		昭和63年 情報公開条例制定 昭和64年 情報公開条例施行、情報提供コーナー設置 平成元年 情報提供コーナーに専門相談員を配置 平成 8年 情報公開条例改正 平成13年 本庁舎2階に来庁者への案内、情報提供等を行う情報提供専門相談員を配置 平成16年 情報公開条例改正（目的・利用者の責務・請求権者・非公開事由等の一部改正） 平成17年 有償刊行物のインターネット販売開始、電子申請による情報公開請求受付開始 平成20年 特別区協議会での有償刊行物の委託販売開始 平成29年 情報提供コーナーを本庁舎地下1階に移転 令和 4年 情報公開条例改正（情報の定義、情報の公開の方法等を改正）											
必要性		区政に関する情報等を区民等に提供することにより、区民の区政参加の促進を図るため、必要である。											
実施方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ）											
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明				
				5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)					
	①	請求に対する決定率（％）	100	100	100	100	100						
	②	電子申請による請求の割合（％）	42	61	46	46	65						
③													
事務事業の分類				分類についての説明・意見等									
8年度		9年度											
継続		継続		情報の公開を請求する区民等の「知る権利」を保障するとともに、区政に関する区民等への説明責任を果たすため、サービス向上に努める。									

予算・決算額等の推移		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額		2,900	2,894	2,856	6,489	8,355	8,497	8,496
決算額（8年度は見込み）		2,830	2,846	2,846	6,430	7,586	8,411	8,496
実績 の 推 移	事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	情報提供コーナー相談（件）	1015	327	372	366	1145	1141	1141
	有償刊行物頒布（冊）	306	239	223	192	281	184	184
	情報公開請求（件）	190	195	149	182	217	214	214
	電子申請による情報公開請求（件）	18	34	32	76	133	98	98

予算・決算の内訳								
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬等	会計年度職員報酬、期末手当	6,681	報酬等	会計年度職員報酬、期末手当	7,376	報酬等	会計年度職員報酬、期末手当	7,376
共済費	社会保険料	885	共済費	社会保険料	1,010	共済費	社会保険料	1,087
旅費	特別旅費	0	旅費	特別旅費	0	旅費	特別旅費	1
需用費	消耗品費	20	需用費	消耗品費	25	需用費	消耗品費	30
償還金利及び割引料	その他の償還金利子及び割引料	0	償還金利及び割引料	その他の償還金利子及び割引料	0	償還金利及び割引料	その他の償還金利子及び割引料	2

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	10,814	11,852	1,038	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	20	25	5		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	317	236	▲ 81
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	317	236	▲ 81
		賞与・退職給与引当金繰入額	663	771	108		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 11,180	▲ 12,412	▲ 1,232
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	11,497	12,648	1,151		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 11,180	▲ 12,412	▲ 1,232
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 11,180	▲ 12,412	▲ 1,232		

備考	行政収入の内訳は、有償刊行物頒布代金、情報提供コーナー複写サービス代金及び情報公開手数料・写し交付費用である。
----	---

問題点・課題	・区民等が情報の公開を請求する権利を引き続き保障するため、職員の制度理解を深めていく必要がある。 ・窓口・郵送以外の手段として、電子申請による請求の周知を行うなど、区民等への説明責任を果たすためのサービス向上に努める必要がある。 ・各所管課に、情報公開請求によらず公開できる情報（情報提供）について説明するなど、より区政情報にアクセスしやすく、区民等にとって利便性の高い環境づくりを推進する必要がある。
--------	---

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き、制度担当者以外の職員も制度理解を深め、適切に対応することができるよう、研修や手引の周知等に努める。	制度理解を深めるため、制度担当者以外の職員に対して研修や手引きの周知等を行った。	適切な対応ができるよう、制度担当者以外の職員に対し、研修や手引の周知等に努める。
②	引き続き、電子申請による請求が可能であることを周知するとともに、より電子申請しやすい環境整備を検討していく。	Logoフォームにて電子申請による請求が可能であることを区ホームページにて周知した。	電子申請による請求について引き続き周知するとともに、より電子申請しやすい環境の整備を検討する。
③	より一層の情報提供に努める等、区民等が区政情報にアクセスしやすい利便性の高い環境となるよう各所管に働きかける。	迅速な情報開示に努め、区民等が区政情報にアクセスしやすい環境となるよう各所管に働きかけた。	各所管に働きかけ、より一層の情報提供に努める等、区民等が区政情報にアクセスしやすい環境を推進する。

他 区 の 施 状 況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）							
	全区において、情報公開制度を実施している。あわせて区政等に関する資料室を設け、利用者に情報を提供している。							

況実	
況議 (要 会 質 問 状 旨)	

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	01-01-26		戦略プラン	☒ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	荒川さつき会館管理運営事業		部課名	総務部総務課		課長名	木下	
			担当者名	高柴		内線	496	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）	01-01-01		さつき会館管理費					
	01-02-01		さつき会館運営費					
	01-98-98		さつき会館営繕費					
事務事業の種類	☐ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 元（ 1989 ）年度		根拠	荒川さつき会館条例及び施行規則、荒川さつき会館管理運営要綱等				
終期設定	☐ 有 ☒ 無（ ）年度		法令等					
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	V 文化創造都市						
	政策	10 活力ある地域コミュニティの形成						
	施策	06 人権の尊重と男女共同参画の推進						
目的	地域住民の相互交流及び自主的活動を促進し、区民生活の向上に寄与するとともに、人権施策の推進を図る。							
対象者等	区内在住・在勤・在学者等							
内容	(1) 運営事務 ①会館事業の実施（レザークラフト講座／年3回、荒川さつき会館まつり／年1回、ころばん体操（高齢者福祉課事業）等への協力（随時）、体育室開放／週1回） ②図書の整備、貸出 ③団体・個人利用の申請受付 (2) 施設の維持管理（補修・改修工事）※直近実績 令和2年度：体育室空調機設置工事、パーゴラ撤去工事 ほか 令和3年度：給水設備及びトイレ便器洋式化改修工事 令和6年度：屋上防水改修工事、屋上防水改修に伴う電気設備工事							
経過	昭和62年10月 都区地元協議会で「集会施設建設」決定 昭和63年 7月 集会施設建設着工 昭和63年10月 集会施設検討委員会設置 平成元年 3月 建設工事竣工 平成元年 6月 荒川さつき会館開設 10月 第1回荒川さつき会館まつりの実施（以降、毎年10月に開催） 平成16年 7月 団体利用有料化 平成22年 4月 南千住ふれあい館建設工事のため南千住ひろば館併設（平成24年3月まで）							
必要性	人権啓発の推進のための拠点、地域住民の相互交流及び自主的活動の促進の場として必要性は高い。							
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員) 管理業務委託（夜間・休日） 委託料：5,980,678円 委託先：(株)セイコーファシリティズ 清掃業務委託 委託料：3,258,475円 委託先：関東興業株式会社 等							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①	年間利用者数（人）	31,178	34,511	34,717	35,000	49,340	
	②	年間団体利用件数（件）	1,560	2,116	2,104	2,200	2,343	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
継続		継続		地域住民の交流促進及び人権施策推進の施設として、引き続き適切な管理・運営を行う。				

予算・決算額等の推移		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額		38,585	44,526	23,891	22,478	66,102	27,084	26,822
決算額（8年度は見込み）		29,865	32,480	21,370	20,435	48,172	25,507	26,822
実績 の 推 移	事項名（8年度は見込み）	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	団体使用料収入（単位：千円）	642	403	1,010	1,104	1,017	1,004	1,042
	団体利用件数（延べ数）	789	726	1,372	1,560	2,116	2,104	1,927
	荒川さつき会館まつり参加人数	0	0	3,186	3,523	2,935	2,293	2,917

予算・決算の内訳								
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬・共済費・旅費	報酬・共済費・旅費	7,873	報酬・共済費・旅費	報酬・共済費・旅費	8,747	報酬・共済費・旅費	報酬・共済費・旅費	8,750
報償費	講師謝礼	95	報償費	講師謝礼	95	報償費	講師謝礼	181
需用費	光熱水費、消耗品費、家屋等修繕費等	4,884	需用費	光熱水費、消耗品費、家屋等修繕費等	3,832	需用費	光熱水費、消耗品費、家屋等修繕費等	5,046
役務費	電話料・ごみ処理券等	413	役務費	電話料・ごみ処理券等	402	役務費	電話料・ごみ処理券等	625
委託料	管理業務委託・館内清掃委託等	10,393	委託料	管理業務委託・館内清掃委託等	12,009	委託料	管理業務委託・館内清掃委託等	11,787
使用料・負担金補助等	印刷機賃借・さつきまつり補助金等	413	使用料及び賃借料	簡易印刷機・AED賃借料	172	使用料及び賃借料	簡易印刷機・AED賃借料	173
工事請負費	屋上防水改修工事	24,101	負担金補助等	さつきまつり補助金・償還金	250	負担金補助等	さつきまつり補助金・償還金	260

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	22,604	17,861	▲ 4,743	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	13,620	15,395	1,775		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	2,246	1,020	▲ 1,226		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	335	345	10		使用料及び手数料	1,017	1,004	▲ 13
		減価償却費	12,196	12,976	780		その他	203	210	7
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	1,220	1,214	▲ 6
		賞与・退職給与引当金繰入額	2,491	1,763	▲ 728		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 52,272	▲ 48,146	4,126
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		53,492	49,360	▲ 4,132	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 52,272	▲ 48,146	4,126
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 52,272	▲ 48,146	4,126

備考	令和7年度は、土曜日の施設予約等を委託化したこと等により物件費が増加した。また、大規模な修繕がなかったため維持補修費が減少した。行政収入のその他は、自販機の設置使用料収入やレザークラフト教室の参加費収入である。
----	---

問題点・課題	○人権施策推進拠点として、人権問題を身近な問題として考えてもらえるような施設運営を行っていく必要がある。また、地域の交流拠点としての活用方法について検討していく必要がある。 ○施設の利用率向上に向けて、PR方法などを検討していく必要がある。 ○平成元年の開館以来36年以上が経過し、施設の老朽化とともに施設内外の設備や備品も劣化してきており、大規模改修を含めた改修や修繕、備品等の買替えを計画的に行っていく必要がある。
--------	--

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	来館者に興味を持って見てもらえるよう、パネル展やこども人権コーナー等の展示内容を工夫・更新していく。	来館者に興味を持って見てもらえるよう、パネル展やこども人権コーナー等の展示内容を工夫・更新し、利用者から好評を得た。	来館者に興味を持って見てもらえるよう、人権推進指針(改訂版)の周知を含め、パネル展等の展示内容を更に工夫・更新していく。
②	体育室以外の貸室の利用率が向上するよう、今後も様々な機会を捉えてPR活動を続けていく。	荒川さつき会館まつりやパネル展を通じてPR活動に取り組んだほか、利用の問合せに丁寧に対応することで利用の促進を図った。	引き続き、体育室以外の貸室の利用率が向上するよう、今後も様々な機会を捉えてPR活動を続けていく。
③	引き続き、利用者の声に耳を傾け、日々の巡回を通して施設の安全・安心の確保に努め、不具合があった場合は速やかに対応する。	利用者の声に耳を傾け、日々の巡回を通して施設の安全・安心の確保に努め、不具合があった場合は速やかに対応した。	日々の施設巡回で安全の確保に努め、不具合があった場合は速やかに対応する。また、利用者の声に耳を傾け注意を怠らない。

他 区 一 施 状	(実施 2 区		未実施 20 区		不明 0 区)	
	墨田区、練馬区					

実況	
議決	平成22年1定 さつき会館のふれあい館化について

議 会 質 問 状
況 (要 旨)

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	01-01-27		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☒ 人事	
事務事業名	人権・平和普及啓発事業		部課名	総務部総務課		課長名	木下	
			担当者名	平林		内線	2271	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）	01-10-01		人権啓発事業費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 53	（ 1978 ）	年度	根拠	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律			
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 11	（ 2029 ）	年度	法令等	(H12.12)、人権擁護委員法等		
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画				
行政評価事業体系	分野	V 文化創造都市						
	政策	10 活力ある地域コミュニティの形成						
	施策	06 人権の尊重と男女共同参画の推進						
目的	人権問題に関する事業を実施するとともに、人権・平和啓発活動団体に対する補助を行うことにより、人権や平和の大切さを広く普及啓発する。							
対象者等	区民、区職員、人権・平和啓発活動団体、荒川地区人権擁護委員等							
内容	①人権啓発事業の実施（憲法週間パネル展、人権・平和パネル展、人権週間講演会、人権週間パネル展・北朝鮮人権侵害問題啓発週間パネル展、犯罪被害者等支援講演会、人権推進指針の周知・運用） ②区報人権週間特集号の発行 ③職員研修の実施 ④平和啓発事業の実施（平和のバラパネル展示、夏休み子ども平和映画会、東京空襲パネル展、平和なまち絵画コンテスト作品展） ⑤人権・平和団体への補助 ⑥人権擁護委員活動への支援（人権相談、人権メッセージ発表会、人権作文コンテスト、人権の花運動等）							
経過	昭和44年度～ 研究集会等への参加 昭和53年度～ 人権週間事業の実施 昭和56年度～ 区報人権週間特集号の発行（平成30年度から紙面を拡充） 平成 7年度 平和都市宣言 平成11年度～ 人権・平和パネル展の実施 平成12年度～ 人権問題研修の実施 平成13年度 人権推進指針の策定 平成26年度～ 平和首長会議への参加、人権教室の実施（平成28年度から小学校2校・中学校1校へ拡充） 令和 4年度 憲法週間パネル展の実施 令和 7年度 荒川区平和都市宣言30周年・戦後80年関連事業の実施、人権推進指針の改定							
必要性	人権の尊さや平和の大切さについて、普及啓発を継続して実施し、区民や職員の人権意識の一層の向上を図る必要がある。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 人権週間特集号制作委託 委託料：478,423円 委託先：(株)産経新聞印刷 人権週間特集号新聞折込委託 委託料：175,560円 委託先：日本経済新聞西日暮里専売所 等							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①	人権が守られていると思う人の割合（％）	76.7		74.4		100	令和6年度は世論調査で未実施（令和元年度は80.9％）
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
重点的に推進		重点的に推進		インターネット上の誹謗中傷の増加、世界各地における紛争の深刻化等 人権・平和の普及啓発の必要性が高まっていることから、人権の尊さや平和の大切さについて、区民への普及啓発を重点的に推進していく。				

予算・決算額等の推移			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額			2,552	3,250	3,144	3,272	3,708	4,447	4,162
決算額（8年度は見込み）			1,536	1,874	1,978	2,440	2,518	3,715	4,162
実績の推移	事項名（8年度は見込み）		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	人権週間講演会等参加人数（人）		0	54	131	132	153	181	200
	パネル展実施回数		3	2	4	5	5	10	7
	区報特集号発行部数（部）		63,800	62,000	62,000	62,000	62,000	59,000	59,000
予算・決算の内訳									
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
報償費	人権啓発事業用講師謝礼等	227	報償費	人権啓発事業用講師謝礼等	39	報償費	人権啓発事業用講師謝礼等	42	
需用費	食糧費・消耗品費・印刷製本費	556	需用費	食糧費・消耗品費・印刷製本費	827	需用費	食糧費・消耗品費・印刷製本費	751	
役務費	人権啓発事業用講師謝礼等	11	役務費	人権啓発事業用講師謝礼等	74	役務費	人権啓発事業用講師謝礼等	162	
委託料	区報製作委託等	917	委託料	区報製作委託・講師派遣委託等	1,936	委託料	区報製作委託・講師派遣委託等	2,322	
使用料等	人権啓発事業用会場使用料等	26	使用料等	人権啓発事業用会場使用料等	86	使用料等	人権啓発事業用会場使用料等	109	
負担金補助等	ふれあい会食補助金・研究会参加費等	781	負担金補助等	ふれあい会食補助金・研究会参加費等	753	負担金補助等	ふれあい会食補助金・研究会参加費等	776	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	13,895	15,931	2,036	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	1,511	2,923	1,412		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	438	620	182
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	1,007	792	▲ 215		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	438	620	182
		賞与・退職給与引当金繰入額	2,203	2,777	574		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 18,178	▲ 21,803	▲ 3,625
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
		行政費用合計(b)	18,616	22,423	3,807		通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 18,178	▲ 21,803	▲ 3,625
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0		
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 18,178	▲ 21,803	▲ 3,625			

備考	令和7年度は、平和都市宣言30周年・戦後80年の節目にあたり、平常年より規模を拡大した周年事業を実施したため委託料等の物件費が増加した。
----	--

問題点・課題	○子どものいじめ・虐待やインターネットを悪用した人権侵害、ハラスメント、ヘイトスピーチなど、様々な人権課題が顕在化しており、区民に対して正しい知識と理解を深めるための啓発や相談しやすい環境づくりを推進していく必要がある。 ○社会情勢の変化等に伴い多様化・複雑化・顕在化する人権課題に対応するため、令和7年度に改定した荒川区人権推進指針の内容を区民に周知するとともに、新たな指針に基づき人権・平和の啓発に取り組んでいく必要がある。
--------	--

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	人権課題に関する国等の動向や社会情勢の情報収集に努め、啓発に反映させるとともに、引き続き相談窓口の周知を図る。	パネル展や区報特集号、人権教室、ホームページにおいて、相談の大切さを啓発するとともに、様々な相談窓口の周知を図った。	様々な機会を捉えて啓発を行うとともに、改定指針別紙の相談先一覧を活用し、相談窓口の周知を図る。
②	引き続き、多くの区民が興味や関心を持って人権や平和について考えてもらえるよう、事業内容や周知方法を工夫する。	平和都市宣言30周年・戦後80年にあたり、年度を通じて全庁及び民間平和団体等を含めた冠称事業を実施し、多くの参加を得た。	改定指針の内容を区民に周知するとともに、新たな指針に基づき人権・平和の啓発に取り組んでいく。
③			

他 区 施 状	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)							
	人権週間に合わせて、講演や啓発映画上映、人権パネル展等を実施している。							

況 議 会 質 問 状 （ 要 旨 ）	令和7年2月会議	人権を守り差別を許さない区政、戦後・被爆80年及び平和都市宣言30年の節目における平和行政について
	令和7年9月会議	差別と排外主義を許さない意思表示について／多文化共生社会に向けて
	令和8年2月会議	平和都市宣言30年・戦後80年の節目における当時の写真・資料の収集及び活用について 非核三原則の堅持を求めることについて

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	01-01-30		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	男女平等推進センター管理運営事業		部課名	総務部総務課		課長名	木下	
			担当者名	山本		内線	短縮1755	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）	01-01-01		男女平等推進センター管理費					
	01-02-01		男女平等推進センター運営費					
	02-98-98		男女平等推進センター営繕費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 8	（ 1996 ）	年度	根拠	荒川区男女平等推進センター条例、男女平等推進センター予約手続きに関する要綱			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	V 文化創造都市						
	政策	10 活力ある地域コミュニティの形成						
	施策	06 人権の尊重と男女共同参画の推進						
目的	女性の社会的地位の向上及び社会参画を促進し、男女共同参画社会の実現を目指すための拠点とする。また、区民の相互交流及び自主活動の場として施設を維持管理する。							
対象者等	男女平等推進団体、一般団体、区民 等							
内容	(1) 運営事務 ①事業の実施 ・交流・活動の場の提供 ・荒川区女性団体の会に対する補助金交付 ②男女共同参画関連の図書の貸出及び関連事業の充実 ③団体・個人利用の申請受付 (2) 施設の維持管理 ①消耗品購入・修繕及び工事に要する費用の支出 ②光熱水費・役務費（電話料金等）支出 ③各種委託料（受付委託、清掃委託、消防用設備等保守委託、建築物法定点検委託）の支出 ④使用料及び賃借料（軽印刷機）の支出							
経過	平成 8年 7月 男女平等推進センター（アクト21）開設 ※直近の改修工事 平成29年度：地下ホール周辺カーペット張替 令和2年度：地下ホール空調設備改修工事 令和5年度：1階空調設備改修工事 令和6年度：3階空調設備改修工事 令和7年度：地下1階・地下2階（ホール除く）空調設備改修工事							
必要性	女性の社会的地位の向上と社会参画の促進及び男女共同参画社会の実現を図るための拠点（核）として、また、区民相互の交流を推進するコミュニティ施設として維持する必要性は高い。							
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員) ・受付事務等業務委託（夜間・休日） 委託料：9,447,796円 委託先：(株)後藤ビルサービス							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①	年間利用者数（人）	43,626	50,829	44,560	45,005	45,005	7年度10月～12月地下1階・地下2階ロビー空調設備改修工事
	②	年間団体利用件数（件）	1,606	1,695	1,527	1,542	1,953	
③	図書コーナー蔵書数（冊）	1,319	1,349	1,380	1,410	1,415		
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
継続	継続	男女共同参画社会の実現をめざす拠点施設として、更なる効率的運営を行う。						

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	01-01-32		戦略プラン	● 協働	○ 業務	○ 財務	○ 人事	
事務事業名	男女共同参画啓発・相談事業		部課名	総務部総務課		課長名	木下	
			担当者名	山本		内線	短縮1755	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）	01-02-02	男女平等推進センター運営費（啓発・相談事業）						
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 8年度 ○ 7年度）			○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	平成 8	（ 1996 ）	年度	根拠	荒川区男女平等推進センター条例、同施行規則			
終期設定	○ 有 ● 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画				
行政評価事業体系	分野	V 文化創造都市						
	政策	10 活力ある地域コミュニティの形成						
	施策	06 人権の尊重と男女共同参画の推進						
目的	女性の社会的地位の向上及び社会参画を促進し、男女共同参画社会の実現を目指し、区民の意識変革と区民に対する啓発事業を計画的に実施することで、男女共同参画社会づくりを推進する。							
対象者等	区民、男女平等推進団体、区職員等							
内容	男女共同参画社会の実現を目指すには、区民の意識の変革と区民に対する啓発活動が極めて重要である。そのため、次のような啓発事業を実施している。 1 講座・講演会の開催 2 相談事業の実施 ①こころと生き方・DVなんでも相談（平成20年に充実、改称）第1水：17時～20時、第1金・第2水・第4水金：10時～16時、第2金・第3水金：14時30分～20時、第2土：10時～15時 ※要予約 ②LGBT相談（平成31年1月に新設）第4火：16時～18時 ※要予約 3 配偶者暴力相談支援地域協議会の実施 4 国、都、他自治体等の情報提供 5 啓発、広報用チラシ、パンフレット等の作成、配布 6 男女共同参画社会推進計画の推進及び進捗管理							
経過	平成13年4月 荒川区男女共同参画社会推進計画（第2次）策定 平成20年4月 女性相談事業週1回から週2回へ拡充（こころと生き方・DVなんでも相談） 平成22年7月 荒川区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画策定 平成23年4月 荒川区男女共同参画社会推進計画（第3次）策定 平成27年11月 荒川区配偶者暴力相談支援センター設置 平成28年3月 荒川区男女共同参画社会推進計画（第4次）策定 平成31年1月 LGBT相談開始 令和 3年5月 誰もが自分らしく生きることができる社会の実現を目指す実行プラン ～荒川区男女共同参画社会推進計画（第5次）～策定 令和 4年4月 同性パートナーシップ制度開始 令和7年度 荒川区男女共同参画社会推進計画（第6次）策定							
必要性	女性の社会的地位の向上と社会参加促進、男女共同参画社会の実現を図るため、講座、講演会の開催、情報発信を行っていく必要がある。また、平成27年度から設置した配偶者暴力相談支援センターの機能の充実に向けた取組が必要である。							
実施方法	(2一部委託) (直営の場合 ○ 常勤職員 ○ 会計年度任用職員) ・アクト21情報誌制作業務委託 委託料：2,739,220円 委託先：(株)ドウ・アーバン ・男女共同参画推進講座実施委託 委託料：2,690,000円 委託先：街活性室株式会社							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①	男女の地位の平等意識（家庭）（％）		34.9			40	令和2～5・7年度は世論調査で未実施（元年度は33.8％）
	②	審議会等における女性委員数の割合（％）	25.1	25.3	25.8	26.0	32	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
重点的に推進		重点的に推進		令和7年度に策定した「荒川区男女共同参画社会推進計画」（第6次）及び令和6年度からの荒川区実施計画に基づき、区政の各分野において更に男女共同参画の取組を重点的に推進していく。				

予算・決算の内訳								
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	講師・相談・委員謝礼	3,503	報償費	講師・相談・委員謝礼	3,285	報償費	講師・相談・委員謝礼	3,769
需用費	各種講座用事務費等	155	需用費	各種講座用事務費等	651	需用費	各種講座用事務費等	395
役務費	オンライン相談通信料	28	役務費	オンライン相談通信料	528	役務費	オンライン相談通信料	28
委託料	情報誌等作成委託等	5,748	委託料	情報誌等作成委託等	9,927	委託料	情報誌等作成委託等	7,177
			使用料等	講演会付帯設備使用料	8			

備考	7年度の物件費増は、計画冊子印刷製本費及び男女共同参画社会推進計画策定支援業務により業務委託料が増加したことによる。
問題点・課題	・生活での様々な悩みに関する相談等について、幅広い世代への周知を図る必要がある。また、必要とする方が速やかに関係窓口にアクセスできるよう、関係部署と更なる連携を図る必要がある。 ・性別に基づく固定的な役割分担意識が依然として残っているため、男女共同参画社会推進計画に基づき、より効果的な意識啓発と取り組みを進める必要がある。 ・従来の男女の概念だけでは捉えきれない課題が顕在している中で、多様な生き方を尊重する理解促進と相談体制の充実が求められる。

問題点・課題の改善策									
		令和7年度に取り組む 具体的な改善内容		令和7年度に実施した 改善内容および評価		令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容			
①		各種相談について幅広く周知を行うとともに、相談者に適切な支援が届くよう庁内連携を図る。		ホームページや区営掲示板等を活用し、各種相談の周知に努めたほか、庁内の関係部署と連携し、イベントで相談の周知を図った。		各種相談について、幅広く周知を行うとともに、相談者に適切な支援が届くよう庁内連携を図る。			
		男女共同参画推進事業を推進するための課題やニーズを検討し、荒川区男女共同参画社会推進計画(第6次)を策定する。		荒川区男女共同参画社会推進計画(第6次)を策定したほか、啓発講座の充実を行い、男女共同参画の推進を図った。		男女共同参画推進事業を推進するための課題やニーズを検討し、更なる事業の充実を図る。			
		多様な生き方を尊重するため理解促進事業や相談体制の充実を図る。		相談の周知のほか、多様な生き方を尊重するための事業を行う等、理解促進を図った。		引続き多様な生き方を尊重するため理解促進事業や相談体制の充実を図る。			
他 施 区 の 実 況	(実施 22 区		未実施 0 区		不明		0 区)		
	・相談窓口の設置区 22区 ・配偶者暴力相談支援センター設置区 20区								
議 会 (要 質 問 状	令和2年2月会議 ジェンダー平等の取組の強化 令和2年2月・6月会議・令和3年6月・9月・11月会議・令和4年2月会議 パートナーシップ制度について 令和5年2月会議 LGBT法ほか 令和6年11月会議 審議会における男女比率について								

事務事業分析シート（令和8年度）										No1	
事務事業コード		02-01-01			戦略プラン		☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名		区功労者表彰			部課名		総務部総務課		課長名		
					担当者名		原田		内線		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-05-01			区功労者表彰						
事務事業の種類		☐ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業				
開始年度		昭和 35（ 1960 ）年度			根拠法令等		荒川区表彰規則 荒川区表彰要綱				
終期設定		☒ 有 ☐ 無 令和 11（ 2029 ）年度			法令等						
実施基準		☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分		☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価事業体系		分野		Ⅶ 計画推進のために							
		政策		13 区民の主体的な区政参画と連携強化							
		施策		01 区民参画・協働の推進							
目的		区の振興・発展に特に功労があった者の事績をたたえることにより、区民の福祉の増進に資することを目的とする。（荒川区表彰規則第1条）									
対象者等		顕著な功績又は模範として、推奨するにふさわしい業績若しくは善行のあった者 （平成30年度）145名（令和元年度）113名（令和2年度） 78名（令和3年度） 100名 （令和4年度） 94名（令和5年度） 79名（令和6年度） 110名（令和7年度） 71名									
内容		令和7年度区功労実施内容 被表彰者数：71名（一般66名、活動1名、特別4名） (1) 表彰日 令和7年11月21日（金） (2) 場 所 サンパール荒川大ホール ※祝宴は行わず、式典のみの実施 (3) 表 彰 表彰状、記念品の授与 記念品：（受賞者全員）銅製ビアカップ、煤竹箸、ランチョンマット、折り畳みエコバッグ、パウンドケーキ （特別功労者）上記の記念品に加え、以下の中から1品を選択し贈呈 特製額縁（名入り提灯付）、銅製茶器セット、室内照明、万年筆・ボールペンセット、姿見、花かご、一輪挿し、オーダーメイドジュエリー									
経過		昭和35年度 荒川区功労者表彰開始 昭和60年度 表彰規則・要綱の一部改正による被表彰対象者の拡大 平成 3年度 特別功労賞の新設 平成 6年度 一般功労賞の分野別表彰実施（現行の表彰区分） 平成 9年度 会場をサンパール荒川からセレス西日暮里に変更 平成17年度 活動賞の新設、荒川区民交響楽団による弦楽四重奏を実施 平成18年度 会場をホテルラングウッドへ変更、記念品を荒川ブランドの品物に変更 平成25年度 荒川区出身の津軽三味線奏者による演奏を実施 平成30年度 記念品の品数を変更、特別功労者への記念品を選択制とする 令和2～4年度 新型コロナウイルス感染症の影響により、式典を行わずに表彰 令和5年度 実施方法を見直し、サンパール荒川において式典のみ実施									
必要性		区の振興・発展に特に功労があった者に対して、その功績に報いるために必要である。									
実施方法		（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）									
指標	事務事業の成果とする指標名			指標の推移					指標に関する説明		
				5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)			
	①										
	②										
③											
事務事業の分類				分類についての説明・意見等							
8年度		9年度									
推進		推進		地域貢献等をされている方々を表彰することで、区として感謝と敬意を表するものである。区民の方々の自主的な地域活動等を進めるきっかけとしても必要性が高い事業であるため推進する。							

予算・決算額等の推移				2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額				5,504	4,687	4,036	3,461	3,586	3,960	4,505
決算額（8年度は見込み）				2,073	1,866	2,063	2,235	3,176	2,574	4,505
実績の推移	事項名（8年度は見込み）			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	特別自治保健地域			7/6/0/19	1/6/0/30	4/9/1/32	2/14/0/17	2/8/1/16	4/12/0/17	5/10/1/26
	学校商工社教街			6/2/17/2	6/6/8/2	0/5/11/1	5/3/7/1	4/2/24/0	5/2/3/0	5/5/16/2
	文化消防環境税務			5/4/0/0	6/3/0/2	1/11/2/1	10/7/4/1	5/4/1/1	5/6/1/1	6/6/2/1
	善行社福無形活動			0/4/1/5	0/27/1/2	3/11/1/1	0/6/1/1	2/38/1/1	1/12/1/1	1/19/1/3
予算・決算の内訳										
令和6年度（決算）				令和7年度（決算）			令和8年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）		
報償費	式典出演料等	0	報償費	式典出演料等	0	報償費	式典出演料等		104	
需用費	記念品、式典用物品	2,383	需用費	記念品、式典用物品	1,979	需用費	記念品、式典用物品		3,049	
役務費	表彰状筆耕	133	役務費	表彰状筆耕	103	役務費	表彰状筆耕		266	
委託料	記念写真撮影、看板作成	456	委託料	記念写真撮影、看板作成	269	委託料	記念写真撮影、看板作成、運営委託		1,086	
使用料	会場使用料	204	使用料	会場使用料	223					

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	1,841	4,430	2,589	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	3,176	2,574	▲ 602		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	434	592	158		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 5,451	▲ 7,596	▲ 2,145
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		5,451	7,596	2,145	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 5,451	▲ 7,596	▲ 2,145
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 5,451	▲ 7,596	▲ 2,145

備考	行政費用では、給与関係費と物件費がかかっている。物件費の主な内訳は、受賞者への記念品、消耗品等の需用費が1,978千円、看板製作・記念写真撮影料等の委託料が269千円である。
----	---

問	○式典の内容や記念品等、受賞を称える場として相応しい方針について検討する。
---	---------------------------------------

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き、受賞者への敬意を表する に相応しい内容を検討する。	表彰式における従事職員の配置や従 事内容を見直し、受賞者に対しより スムーズに案内ができるよう工夫し た。	会場をラングウッドに変更すること で、受賞者にとって負担の少ない スムーズな動線を確保する。
②			
③			

他 区 の 実 施 状 況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議 会 質 問 状 況 (要 旨)	

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	02-01-02		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	新年祝賀会		部課名	総務部総務課		課長名	木下	
			担当者名	寺島		内線	2005	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-06-01	新年祝賀会					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度） ☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業							
開始年度	昭和 不明（#VALUE!）年度		根拠					
終期設定	☒ 有 ☐ 無 令和 11（2029）年度		法令等					
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価事業体系	分野	Ⅶ 計画推進のために						
	政策	13 区民の主体的な区政参画と連携強化						
	施策	01 区民参画・協働の推進						
目的	年頭に当たり、日頃、荒川区の発展に寄与している各界・各層の代表者を招待し、区政への理解・協力を得ることを目的として開催する。							
対象者等	荒川区の発展に寄与している各界の代表者（国・都議会議員、区内官公署長、行政委員、町会長、民生委員、保護司、区政協力団体の長、その他の公共団体の長、区民栄誉賞受賞者、叙勲受章者、荒川区ゆかりの文化・スポーツ・芸能人等）							
内容	(1)日時 1月4日（毎年、仕事始めの日） 11時～ ※4日が休日にあたる場合は翌開庁日							
	(2)場所 アートホテル日暮里ラングウッド							
内容	(3)招待者 令和7年度 招待者数 1,750人 来場者数 583人 令和6年度 招待者数 1,826人 来場者数 540人 令和5年度 招待者数 1,857人 来場者数 520人 令和4年度 招待者数 1,917人 来場者数 486人 令和3年度 招待者数 2,002人 来場者数 482人							
	(4)その他 令和3～5年度は、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、会場と内容を変更して開催。令和6年度以降は会場をラングウッドにし懇親会は実施せずに式典のみ実施							
経過	平成3～5年度 会場をホテルラングウッドからサンパール荒川に変更 平成17年度 東京荒川少年少女合唱隊による合唱、荒川区民交響楽団による弦楽四重奏を実施 平成21年度 合唱隊、東京藝術大学による弦楽四重奏を実施 平成25年度 合唱隊、藝大による弦楽四重奏に加え、区出身者の津軽三味線演奏を実施 平成27年度 合唱隊、藝大による弦楽四重奏に加え、荒川区邦楽連盟の長唄を実施 令和2年度 新型コロナウイルス感染症防止のため、祝賀会を中止 令和3年度 新型コロナウイルス感染症対策のため、会場をホテルラングウッドからサンパール荒川に変更。立食形式の懇親会を中止し、式典と東京荒川少年少女合唱隊による合唱、邦楽連盟の演奏を実施、区内障がい者団体が作った焼き菓子を記念品として配布 令和4・5年度 3年度と同様に会場をサンパール荒川に変更し、懇親会を中止のうえ実施 令和6年度 会場をサンパール荒川からラングウッドへ変更							
必要性	年頭に当たって、荒川区の発展に寄与している各界・各層の代表者が一堂に会し、区政への理解・協力を得るための重要な機会であることから、今後も継続が必要な事業である。							
実施方法	☐ 1直営 ☐ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 例年は、祝賀会に係る運営等を委託							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①							
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度		9年度						
継続		継続		荒川区の発展に寄与していただいている各界・各層の代表者の区政への理解・協力を得るために必要な事業であるため、継続して実施する。				

予算・決算額等の推移			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
予算額			3,670	3,670	3,654	1,729	5,852	6,168	3,516
決算額（8年度は見込み）			53	1,289	1,312	1,351	1,995	2,722	3,516
実績 の 推 移	事項名（8年度は見込み）		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	①来場者数（人）		0	482	486	520	540	583	583
	②招待者数（人）		0	2002	1917	1857	1826	1750	1750
	③出席率（％）（①÷②×100）		0	24	25	28	30	33	33
予算・決算の内訳									
令和6年度（決算）			令和7年度（決算）			令和8年度（予算）			
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	
報償費	祝賀会出演料	157	報償費	祝賀会出演料	188	報償費	祝賀会出演料	248	
需用費	記念品等	751	需用費	記念品等	802	需用費	記念品等	800	
委託料	祝賀会運営委託	1,087	役務費	招待状	374	役務費	招待状	374	
			委託料	祝賀会運営委託	1,358	委託料	祝賀会運営委託	2,094	

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	1,841	2,769	928	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	1,838	2,534	696		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	157	188	31		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	434	370	▲ 64		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 4,270	▲ 5,861	▲ 1,591
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		4,270	5,861	1,591	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 4,270	▲ 5,861	▲ 1,591
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 4,270	▲ 5,861	▲ 1,591

備考	行政費用では、給与関係費、物件費が多くかかっている。物件費の主な内訳は、来場者への記念品等の需用費802千円、祝賀会運営委託の委託料1,358千円である。
----	---

問	○来場者の満足度が高い実施方法を検討する必要がある。
---	----------------------------

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	議会や来場者の意見を聞きながら、 実施方法を決定していく。	前年の実施状況を踏まえ、式典の構 成や会場レイアウトを変更した。	議会や来場者の意見を聞きなが ら、実施方法を決定していく。
②			
③			

他 区 の 実 施 状 況	(実施 21 区 未実施 1 区 不明 0 区)
	令和7年度実施状況
	※中央区を除く22区で実施 会費制実施 8区(新宿区、目黒区、中野区、豊島区、板橋区、練馬区、江東区、足立区)

議 會 質 問 狀 況 （ 要 旨 ）	
--	--

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	02-01-04		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	区長交際費		部課名	総務部総務課		課長名	木下	
			担当者名	寺島		内線	2005	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）		01-03-01	区長交際費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 23	（ 1948 ）	年度	根拠				
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 11	（ 2029 ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	Ⅶ 計画推進のために						
	政策	14 積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進						
	施策	05 各種団体等との円滑な連携						
目的	区長交際費は、区長が行政執行上及び区を代表し、外部との交際をするために要する経費として支出する。							
対象者等	区関係団体及びその個人、区功労者表彰受賞者など区の発展に功労顕著であった方、区の事務事業執行上密接に関わる個人・団体、交流都市等							
内容	＜交際費の内訳及び支出基準＞ (1) 交際費の内訳は、慶弔費、会費、お見舞 (2) 交際費の支出基準は、社会通念上適正な範囲内で、かつ必要最低限の額とする。 ※平成16年12月支出分から、支出金額、件数をホームページ上で公開をしている。 ※令和6年11月支出分から支出明細をホームページ上で公開している。 ＜主な支出＞ ・ 区関係団体が主催する総会、新年会、懇親会の会費 ・ 区功労者表彰受賞者など区の発展に功労顕著であった方をはじめ区の事務事業執行上密接に関わる方々に対しての慶弔費（祝金、生花料、香典） ・ 区関係団体の役員及び区の事務事業執行上密接に関わる個人に対する病氣見舞等に係る経費 ・ 交流都市等で実施されるまつり等への祝金							
経過	昭和23年度 交際費を計上 平成元年度 支払方法の変更 平成14年度 情報公開基準の設定 （病氣見舞い等プライバシーに配慮が必要な場合は相手方の氏名等を非公開とするが、それ以外は原則として公開） 平成17年度 交際費支出基準についてホームページで公開（平成16年支出分から公開） 令和6年度 11月支出分から支出明細をホームページ上で公開している。 令和7年度 「議員（待遇者）弔慰金」事業と統合							
必要性	区長が行政執行上及び区を代表し、外部との交渉・交際をするための経費として必要である。							
実施方法	（ ☒ 直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 区長が職務執行上必要な場合に限り使用し、執行の範囲及び額については必要最小限度にとどめる。予算額についても他の団体の予算額等も参考とし、適正な額を計上する必要がある。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①							
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
継続	継続		区長が、区を代表し、外部と交際を行うために必要な事業であるため、引き続き、適正かつ透明性のある執行に努め、継続して実施する。					

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	581	997	416	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	1,603	1,866	263		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	137	133	▲ 4		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 2,321	▲ 2,996	▲ 675
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		2,321	2,996	675	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 2,321	▲ 2,996	▲ 675
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 2,321	▲ 2,996	▲ 675	

備考

問題点・課題

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	-	-	-
②			
③			

他区の実
施状況

議 会 質 問 状
況（要 旨）

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	02-01-05		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	副区長交際費		部課名	総務部総務課		課長名	木下	
			担当者名	寺島		内線	2005	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（8年度）		01-03-02	副区長交際費					
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 15	（ 2003 ）	年度	根拠				
終期設定	☒ 有 ☐ 無	令和 11	（ 2029 ）	年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画		☒ 非計画		
行政評価事業体系	分野	Ⅶ 計画推進のために						
	政策	14 積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進						
	施策	05 各種団体等との円滑な連携						
目的	副区長交際費は、副区長が行政執行上及び区長の補佐役として外部と交渉するために要する経費として支出する。							
対象者等	区関係団体及びその個人、区功労者表彰受賞者など区の発展に功労顕著であった方、区の事務事業執行上密接に関わる個人・団体、交流都市等							
内容	＜交際費の内訳及び支出基準＞ (1) 交際費の内訳は、慶弔費、会費、お見舞い (2) 交際費の支出基準は、社会通念上適正な範囲内で、かつ必要最低限の額とする。 ＜主な支出＞ - 区関係団体が主催する総会、新年会、懇親会の会費 - 区功労者表彰受賞者など区の発展に功労顕著であった方をはじめ区の事務事業執行上密接に関わる方々に対しての慶弔費（祝金、生花料、香典） - 区関係団体の役員及び区の事務事業執行上密接に関わる個人に対する病氣見舞等に係る経費							
経過	平成15年度 助役交際費を計上 平成19年度 副区長交際費へ名称変更							
必要性	副区長が行政執行上及び区長の補佐役として外部と交渉するための経費として必要である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 副区長が職務執行上必要な場合に限り使用し、執行の範囲及び額については必要最小限度にとどめる。予算額についても他の団体の予算額等も参考とし、適正な額を計上する必要がある。							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			5年度	6年度	7年度	8年度見込み	目標値(8年度)	
	①							
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
8年度	9年度							
継続	継続		副区長が、区を代表し、外部と交際を行うために必要な事業であるため、引き続き、適正かつ透明性のある執行に努め、継続して実施する。					

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	581	554	▲ 27	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	327	255	▲ 72		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	0	0	0		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	137	74	▲ 63		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 1,045	▲ 883	162
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		1,045	883	▲ 162	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲ 1,045	▲ 883	162
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲ 1,045	▲ 883	162

備考

問題点・課題

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	-	-	-
②			
③			

他 区 の 実 施 状 況	(実施 0 区 未実施 0 区 不明 22 区)
議 会 質 問 状 況 (要 旨)	

事務事業分析シート（令和8年度）

No1

事務事業コード	02-01-11		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事
事務事業名	特別区長会・全国市長会分担金		部課名	総務部総務課		課長名	木下
			担当者名	原田		内線	2004
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（8年度）	01-04-03		特別区長会経費分担金				
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 8年度 ☐ 7年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度	平成 13	（ 2001 ）	年度	根拠			
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等			
実施基準	☐ 法令基準内	☐ 都基準内	☒ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	Ⅶ 計画推進のために					
	政策	14 積極的な区政情報の発信と信頼される区政の推進					
	施策	07 事務の共同処理					
目的	<特別区長会> 都区間及び特別区相互間の連絡調整に関してイニシアティブが有効に機能する体制を構築するため、平成13年4月1日施行の新たな特別区長会規約に基づき運営されている。 <全国市長会> 全国の市長・区長で構成する連合組織で、全国各市区間の連絡調整・各種調査研究、年2回の国への施策・予算要望を行うことを活動目的としている。						
対象者等							
内容	特別区長会では、特別区間の連携を図り、特別区政の円滑な運営と特別区の自治の進展に資するため、課題別部会及び自治研究会を設置している。 <区長会> 毎月開催する定例区長会のほか、都区のあり方を発展的に検討するため、特別区と東京都で「都区のあり方検討委員会」を設置するとともに、個々の課題について区長会として検討するため「専門部会」（大都市制度部会、税財政部会、政策課題部会）を設けて、協議を行っている。 <副区長会> 区長会の中核的組織と位置付け、指定会議体を統括する。 <指定会議体> 副区長会が区長会下命事項を検討するため、経常的又は臨時に検討組織を指定 経常的検討組織は、特別区総務部長会・特別区人事・研修担当課長会・財政担当部長会など						
経過	<特別区長会> 平成13年4月1日 特別区長会規約、特別区議長会規約の施行 平成23年5月16日 荒川区長が特別区長会会長に就任 令和元年5月15日 荒川区長が特別区長会会長を退任 <全国市長会> 平成13年6月7日 特別区が全国市長会へ加入						
必要性	基礎的自治体として、特別区、全国の自治体と協力して問題に取り組むことは必要なことである。						
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）						
指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		5年度	6年度	7年度	8年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①						
	②						
	③						
事務事業の分類		分類についての説明・意見等					
8年度		9年度					
継続		継続		特別区長会や全国市長会は、自治体間の円滑な運営や広域的な課題解決に向けた組織であり、その運営に必要な事業であるため、継続して実施する。			

[illegible]

(単位：千円)										
行政コスト計算書	勘定科目		6年度	7年度	差額	勘定科目		6年度	7年度	差額
	行政費用	給与関係費	97	111	14	行政収入	地方税等	0	0	0
		物件費	0	0	0		国庫支出金	0	0	0
		維持補修費	0	0	0		都支出金	0	0	0
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0
		補助費等	3,255	3,455	200		使用料及び手数料	0	0	0
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	0	0	0
		賞与・退職給与引当金繰入額	23	15	▲8		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲3,375	▲3,581	▲206
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0
	行政費用合計(b)		3,375	3,581	206	通常収支差額(c)+(d)=(e)		▲3,375	▲3,581	▲206
	特別費用(g)		0	0	0	特別収入(f)		0	0	0
	特別収支差額(f)-(g)=(h)		0	0	0	当期収支差額(e)+(h)		▲3,375	▲3,581	▲206

備考	行政費用では、給与関係費が少ない一方で、補助費等が多くかかっている。補助費等は全額、負担金補助及び交付金である。補助費等の200千円増は、特別区長会事務局分担金の増額によるものである。
----	--

問	なし
---	----

問題点・課題の改善策

	令和7年度に取り組む 具体的な改善内容	令和7年度に実施した 改善内容および評価	令和8年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	-	-	-
②			
③			

他 区 の 実 施 状 況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)
議 会 質 問 状 況 (要 旨)	